

三島市公共施設等総合管理計画

～安全・安心な公共施設を次世代に引き継ぐために～

【第4版】

策 定：平成 28 年 3 月

最終改訂：令和 6 年 3 月

三島市

三島市公共施設等総合管理計画

目次

I	公共施設等総合管理計画の概要	1
1.	公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
2.	本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間	2
II	公共施設を取り巻く環境	4
1.	将来の人口 現状と予測	4
2.	本市の財政状況	6
3.	公共建築物の状況	9
4.	インフラ系施設の状況	11
5.	有形固定資産減価償却率の推移	17
III	総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	20
1.	三島市の公共施設等の課題	20
2.	公共施設等のマネジメントの基本理念	21
3.	公共建築物についての基本方針	22
4.	インフラ系施設についての基本方針	22
5.	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	23
IV	施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果	30
1.	公共建築物の管理に関する基本方針	30
2.	インフラ系施設の管理に関する基本方針	44
3.	公共施設等の将来の資産更新必要額と財政効果	50
V	公共施設等のマネジメントに係る実績	55
1.	共通事項	55
2.	個別施設に係る取組み	55
3.	個別施設計画の策定状況	56
4.	本計画及び個別施設計画に基づく対策の実績	57

I 公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

近年、全国的な傾向として、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や市民ニーズが大きく変化していることに加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等は、老朽化に伴う施設の改修や更新という大きな変革時期が到来しようとしています。

本市では、昭和40年代から50年代にかけて急激な人口増加や都市化に伴う行政需要の増大に応じて、小中学校や市営住宅、福祉施設などの公共建築物や道路、橋梁、上水道などのインフラ系施設を集中的に整備し、市民の生活基盤や地域コミュニティの拠点などとして大きな役割を果たしてきました。

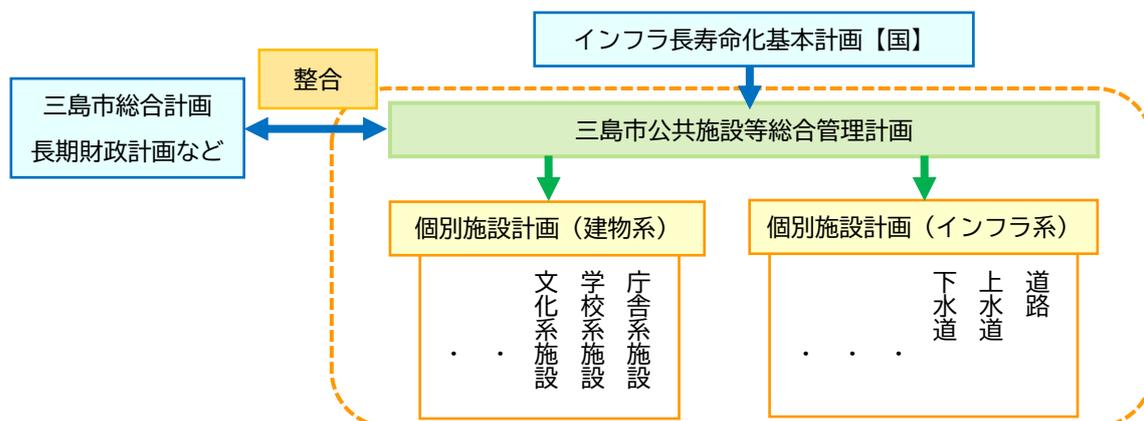
しかし、少子高齢化を伴う人口減少による税収減や社会保障費の増加などが見込まれており、本市の財政状況が一層厳しさを増す中、平成26年4月に作成した公共施設白書で明らかになったとおり、公共建築物の改修や更新（建替え）に多額の費用が必要になるうえ、道路や橋梁、下水道などのインフラ系施設の更新に係る費用も考慮するとより深刻な状況となります。

そこで、このような状況を市民の皆さまにできるだけ早くお伝えし、どのように対応していくべきかを皆さまと共に検討していきたいと考え、本市ではいち早くファシリティマネジメントの取組みを始めたところです。

この「三島市公共施設等総合管理計画」は、様々な社会情勢を踏まえたうえで、公共施設等の全体像を明らかにするとともに、長期的な視点を持って、三島市総合計画や長期財政計画などと整合した総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

(図表1-1)

<図表 1-1 本計画の位置付け>



2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画で対象となる公共施設等

本計画で対象とするものは、本市の保有する公共施設等のうち、公共建築物14類型、インフラ系施設7類型とします。(図表1-2)

<図表 1-2 本計画の対象施設>

大分類	施設分類名称	施設名等
公共建築物	庁舎施設	庁舎本館、中央町別館、大社町別館
	学校施設	小学校、中学校
	幼稚園・保育園	幼稚園、保育園
	子育て支援施設	放課後児童クラブ、本町子育て支援センター、発達支援センター、児童発達支援事業所
	保健福祉施設	養護老人ホーム、老人福祉センター、北上高齢者すこやかセンター、高齢者いきがいセンター、佐野あゆみの里、さわし作業所、おんすいち作業所、保健センター、社会福祉会館
	生涯学習関連施設	生涯学習センター、北上文化プラザ、中郷文化プラザ、錦田公民館、坂公民館、箱根の里
	コミュニティ・防災関連施設	市民活動センター、総合防災センター、コミュニティ防災センター
	市営住宅	市営住宅
	文化施設	市民文化会館、郷土資料館、エコセンター
	産業関連施設	三嶋曆師の館、市営中央駐車場、三島駅北口自転車等駐車場、三島駅南口自転車等駐車場
	体育施設	市民体育館、市民温水プール、長伏プール、上岩崎プール
	有料公園	楽寿園
	用途廃止施設	旧北上公民館、旧中央幼稚園、旧西幼稚園、旧児童発達支援事業所
	小規模施設	消防団詰所、公園トイレ等(※延べ面積が200㎡未満の施設)
インフラ施設	道路、橋梁	1級市道、2級市道、その他市道、橋梁
	河川	準用河川、普通河川
	上水道施設	管路、浄水場、配水場、取水場、ポンプ場
	下水道施設	管路、処理場(浄化センター)、マンホールポンプ場、汚水中継ポンプ場、下水路、雨水ポンプ場
	農業土木施設	農道、林道、農業水利施設(用水路)、橋梁、排水機場
	一般廃棄物処理施設	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、浸出水処理施設、最終処分場、し尿処理施設、汚泥焼却施設
	その他施設	公園、屋外グラウンド等(※建物は除く)

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和31年度までの30年間とします。(図表1-3)

公共施設等の耐用年数は数十年に及ぶものであることから、公共施設等のマネジメントを適切に進めるためには、中長期的な視点でそのあり方を捉えることが必要です。

そこで、令和31年度までの30年間で、この計画に基づいた取組みを進める期間とし、三島市総合計画や長期財政計画等とも整合させながら適切な公共施設等のマネジメントを推進していきます。

また、本計画の改訂時期は、計画の節目である概ね10年を目安として行います。ただし、本市の政策動向の変化、国からの要請、技術的知見の向上、社会情勢の大きな変化など、公共施設等を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合は、10年を待たずに速やかに改訂することとします。

<図表 1-3 本計画の期間>

計画区分	前期	中期	後期
年度	R2～R11 (2020～2029)	R12～R21 (2030～2039)	R22～R31 (2040～2049)

Ⅱ 公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口 現状と予測

本市の人口は、平成17年をピークに人口減少に転じています。(図表2-1)

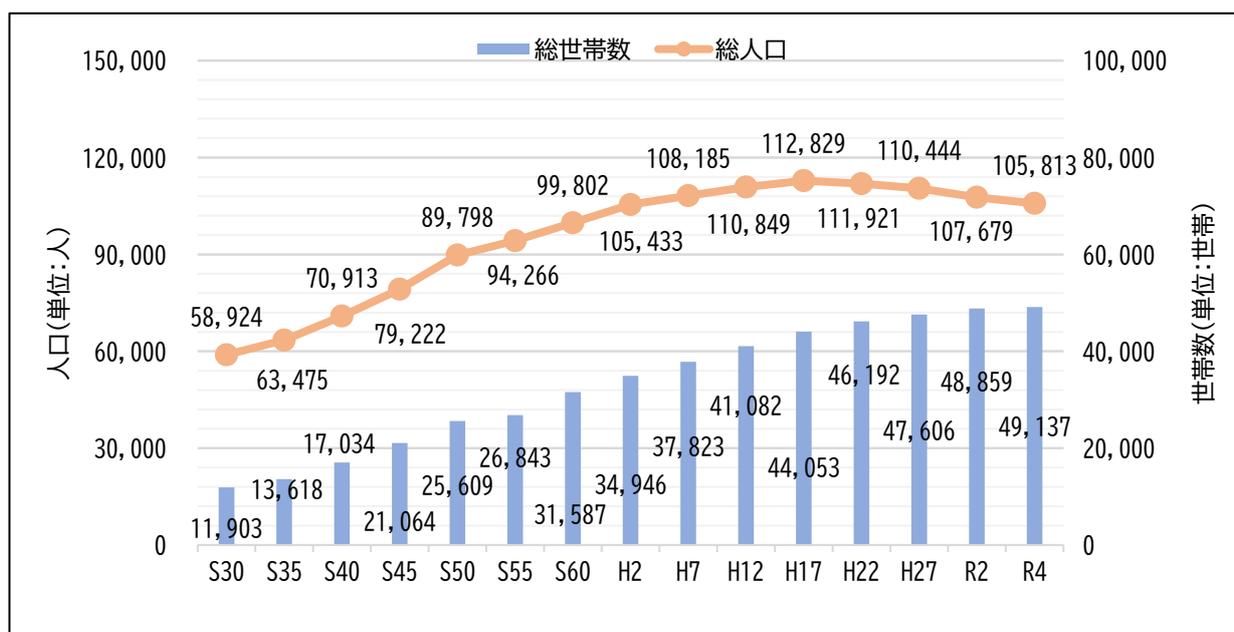
国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口推計によると、本市では、年少人口(14歳以下)と生産年齢人口(15~64歳)は減少し、老年人口(65歳以上)は増加すると推計されていて、今後も総人口が減少していく中で、生産年齢人口の割合が減少を続け、少子高齢化が更に進行することが予想されます。(図表2-2)

このことにより、人口減少から余剰が発生する施設と人口構成の変化により不足が生じる施設が発生するなど、公共施設等に求められる市民ニーズも変化していくことが見込まれます。

今後は人口減少を見据え、集約化や複合化、転用、廃止などにより、現有する公共施設等を最大限に有効活用しつつ、新たな公共施設等の建設を最小限に留め、「最適な量」の公共施設等としていくことが求められます。

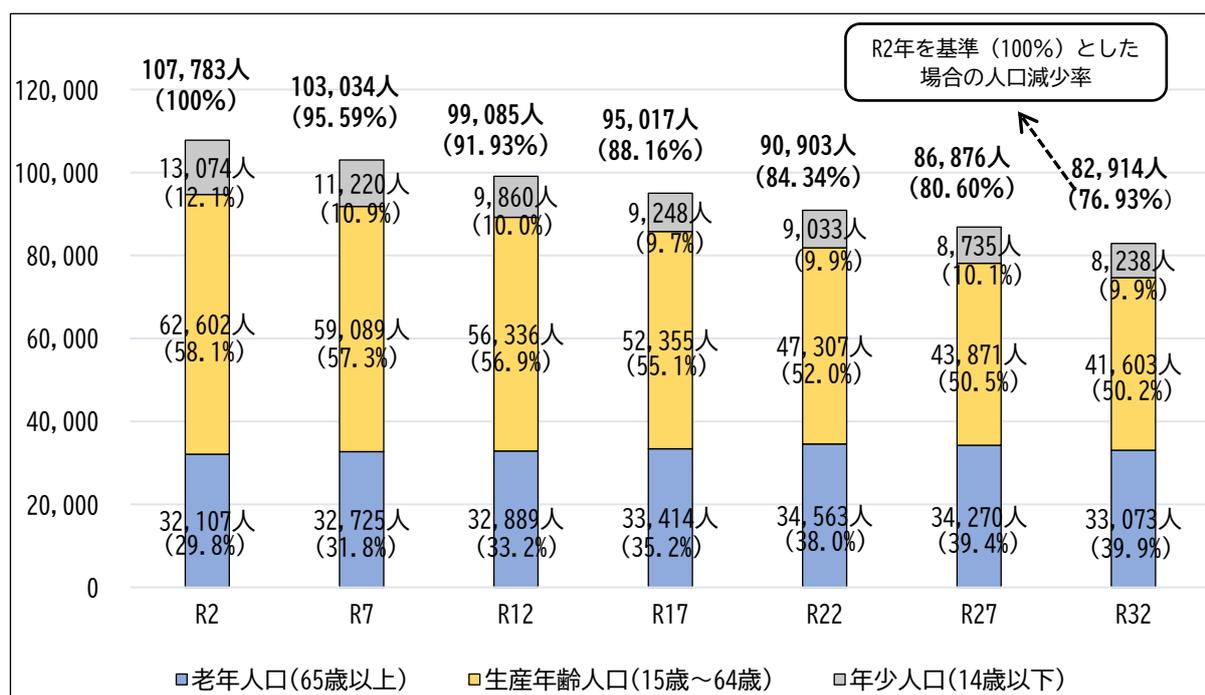
また、社会情勢によって変化する市民ニーズを的確に見極めたうえで、公共施設等の耐震性や安全性、機能性、環境性能などの「質の向上」にも取り組む必要があります。

<図表 2-1 「三島市」人口と世帯の推移(日本人)>



※出典：三島市の統計

<図表 2-2 将来人口推計結果（三島市）>



※出典：国立社会保障・人口問題研究所

※令和2年は「国勢調査」実績値、令和7年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」推計値。

2. 本市の財政状況

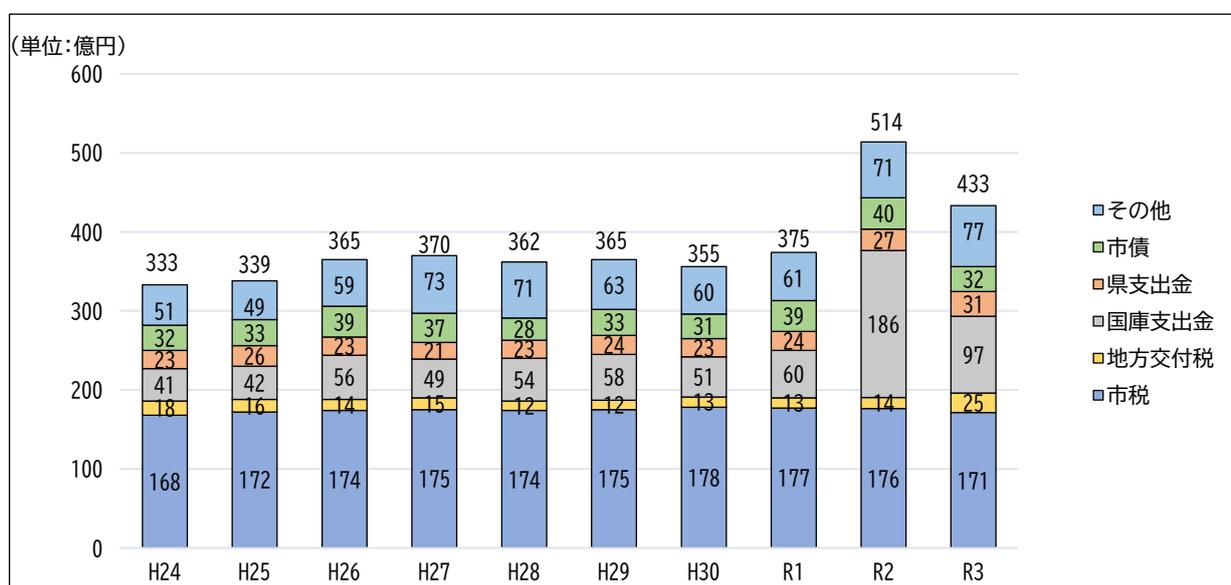
(1) 歳入の状況（普通会計）

三島市の普通会計の歳入総額は、令和3年度で約433億円となっています。（図表2-3）

歳入の根幹をなす市税収入は、税源移譲が行われた平成24年度に約168億円であったものが平成30年度に約178億円とピークを迎え、令和3年度には約171億円となっています。（図表2-4）

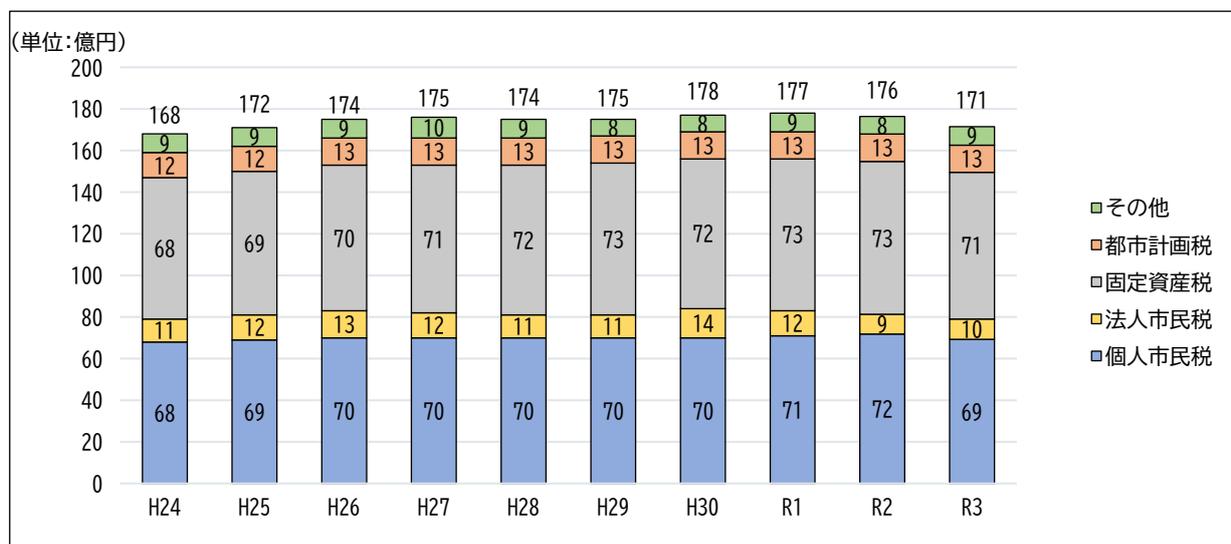
国や県からの各種交付金や補助金などは、国の政策に大きく左右されるため、正確に見通すことは困難ですが、生産年齢人口の減少などにより、長期的には市税を中心とした自主財源（本市が自主的に収入できる財源）は減少していくことが予想されます。

<図表 2-3 歳入の推移（普通会計決算）>



※出典：財政状況資料集

<図表 2-4 市税の推移>



※出典：財政状況資料集

(2) 歳出の状況（普通会計）

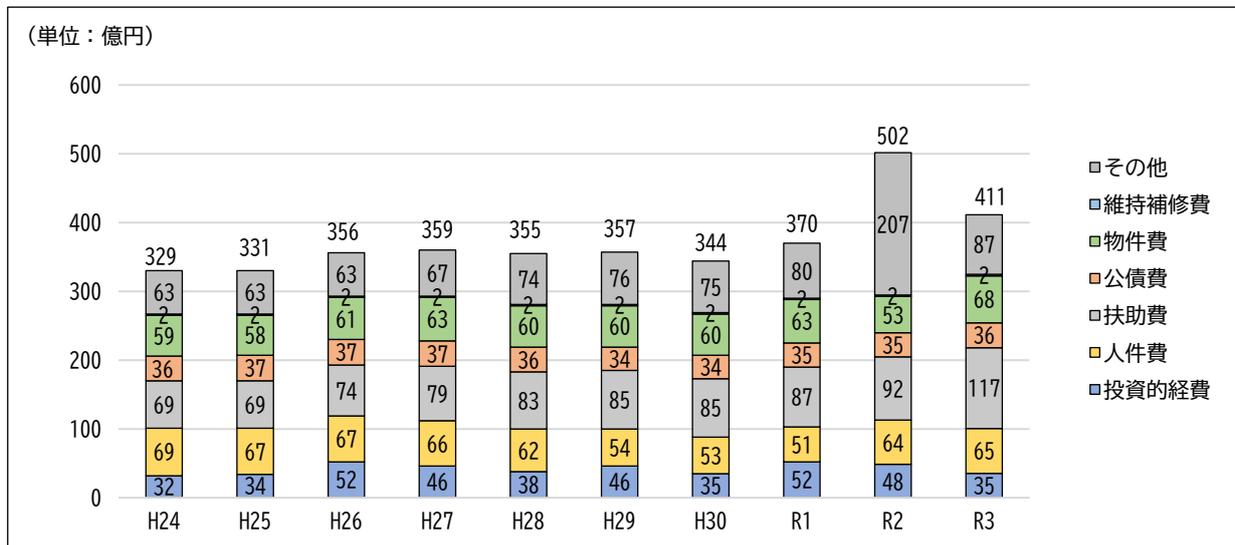
三島市の普通会計の歳出総額は、令和3年度では約411億円となっています。（図表2-5）

歳出を構成別にみると、公共施設等の更新などに充てられる投資的経費は、平成24年度には約32億円で全体の9.7%を占めていましたが、令和3年度は約35億円で全体の8.5%となっています。

一方で義務的経費（人件費・扶助費・公債費の計）は、平成24年度には約174億円で全体の52.9%でしたが、令和3年度は約218億円で53.0%となっています。（図表2-6）

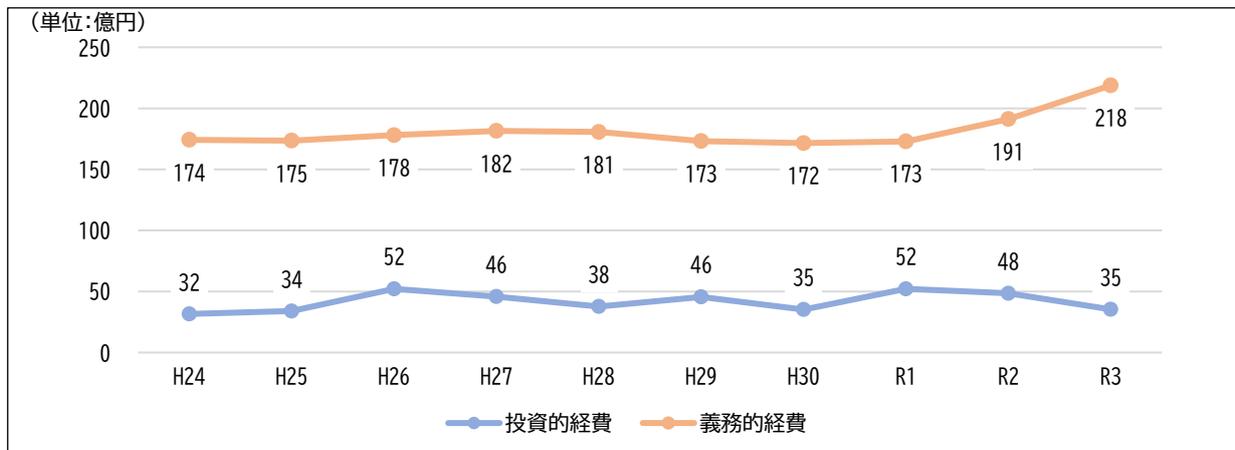
特に扶助費は、平成24年度では約69億円で全体の21.0%だったものが、令和3年度では約117億円で全体の28.5%に増加し、今後も高齢化の進行などにより更に増加することが予想されます。

<図表 2-5 歳出の推移（普通会計決算）>



※出典：財政状況資料集

<図表 2-6 義務的経費・投資的経費の推移（普通会計決算）>

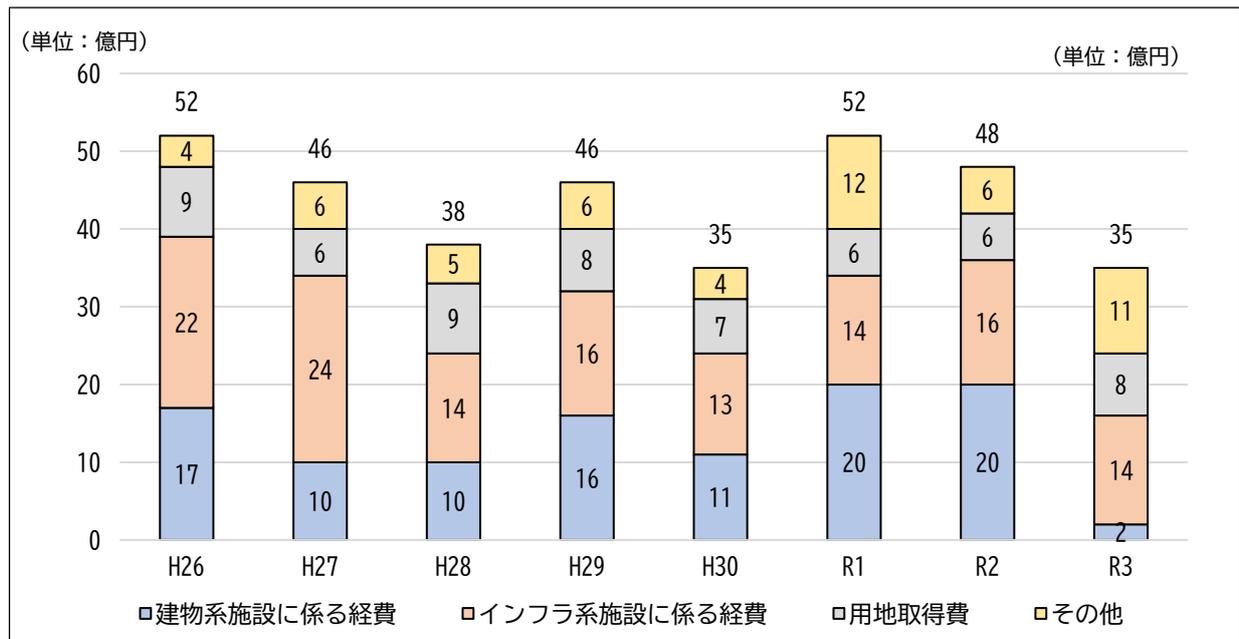


※出典：財政状況資料集

(3) 投資的経費の内訳

三島市の令和3年度一般会計決算の投資的経費の内訳をみると、投資的経費約35億円の内、建物系施設に係る投資的経費は約2億円、インフラ系施設に係る投資的経費は約14億円となっています。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による税収減を考慮し、投資的経費が抑えられています。)(図表2-7)

<図表 2-7 投資的経費の内訳>



3. 公共建築物の状況

(1) 三島市の公共建築物の所有状況

本市が保有・管理する公共建築物は、施設数216施設、建物数343棟、延べ面積308,566㎡となっています。また、施設用途別に分類すると、延べ面積が最も大きいのは学校施設の161,047㎡で全体の52.2%を占めていて、次に市営住宅施設が48,744㎡（15.8%）となっています。（図表2-8、2-9）

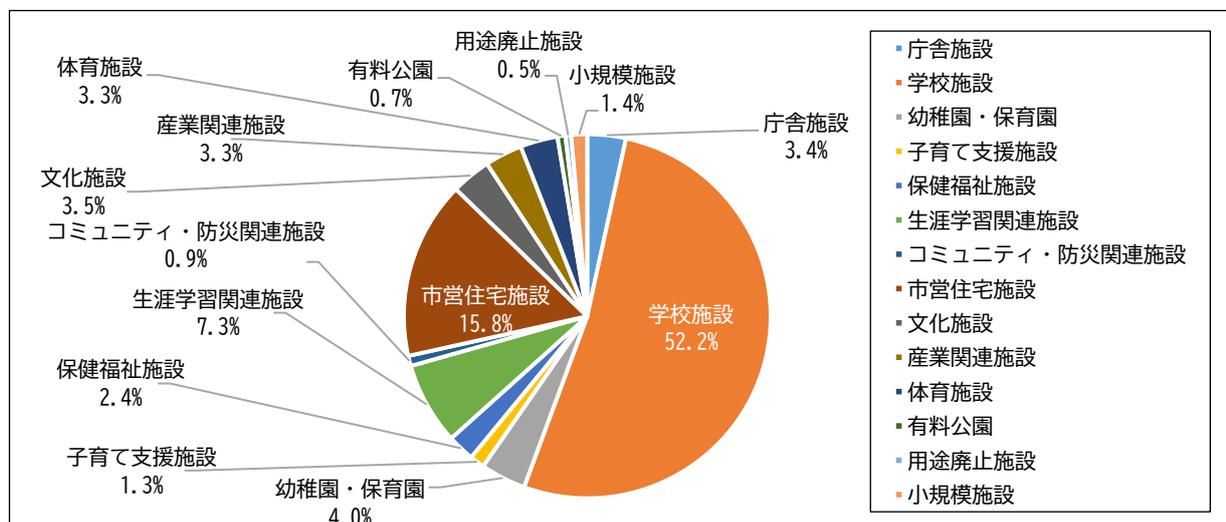
<図表 2-8 公共建築物一覧>

施設分類	施設数	建物数（棟）	延べ面積（㎡）
庁舎施設	3	6	10,456
学校施設	21	94	161,047
幼稚園・保育園	16	16	12,253
子育て支援施設	26	26	3,935
保健福祉施設	9	11	7,271
生涯学習関連施設	6	10	22,502
コミュニティ・防災関連施設	6	6	2,794
市営住宅施設	13	36	48,744
文化施設	3	3	10,781
産業関連施設	4	4	10,188
体育施設	4	5	10,375
有料公園	1	4	2,183
用途廃止施設	4	4	1,520
小規模施設	100	118	4,517
計	216	343	308,566

令和5年3月末現在

※建物数において、倉庫などの付属建築物は主な建物に含んでカウントしています。

<図表 2-9 施設用途別の延べ面積比率>

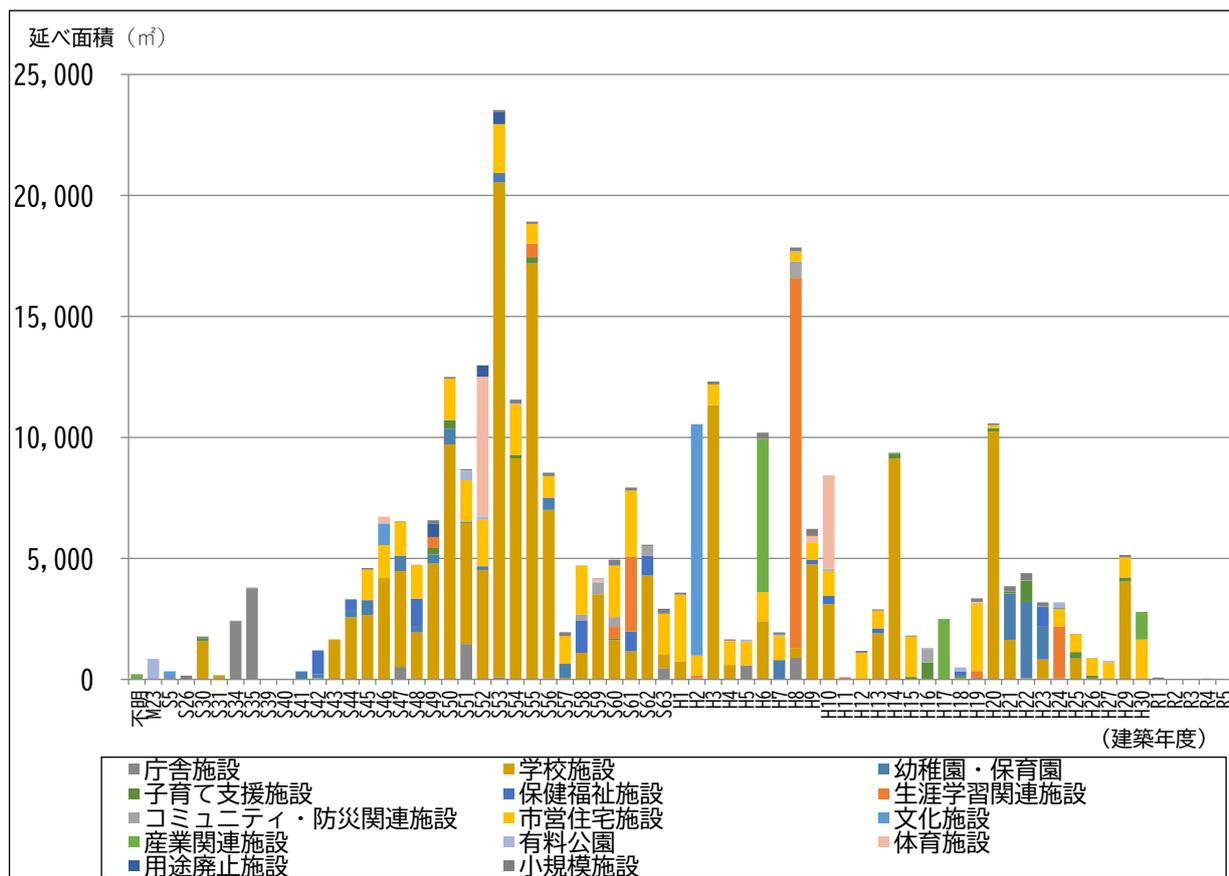


(2) 建築年度別の整備状況

本市が保有している公共建築物のうち、建設から40年以上が経過している施設は約15万㎡で全体の48.2%を占めています（令和5年3月末時点）。（図表2-10）

施設を長期的に維持していくためには、建設から40年程度で大規模改修が必要であり、今後、多額の経費負担が見込まれています。

<図表 2-10 建築年度別整備状況（延べ面積）>



(3) 公共建築物の利用状況

公共建築物個別施設計画の「公共施設評価シート」にて、各施設の利用状況などを掲載しています。

4. インフラ系施設の状況

(1) 保有状況

インフラ系施設は、道路・橋梁、河川、上水道施設、下水道施設、農業土木施設、一般廃棄物処理施設、その他施設です。各施設の概要は図表2-11のとおりです。

<図表 2-11 インフラ系施設一覧>

施設分類	内訳		保有施設数	保有延長
道路・橋梁	1級市道		—	約25.1km
	2級市道		—	約79.3km
	その他市道		—	約432.7km
	橋梁		363橋	約3.7km
河川	準用河川		—	約1.4km
	普通河川		—	約75.7km
上水道（簡易水道含む）	管路		—	約422.6km
	浄水場		1箇所	—
	配水場		16箇所	—
	取水場		2箇所	—
	ポンプ場		3箇所	—
下水道	管路		—	約352.3km
	浄化センター		1箇所	—
	マンホールポンプ場		57箇所	—
	汚水中継ポンプ場		3箇所	—
	都市下水路		—	約6.3km
	雨水ポンプ場		2箇所	—
農業土木	農道		—	約62.1km
	橋梁（農道）		6橋	—
	林道		—	約17.0km
	橋梁（林道）		3橋	—
	農業水利施設（用水路）		—	約97.6km
	排水機場		1箇所	—
一般廃棄物処理施設	清掃センター	ごみ焼却処理施設	1箇所	—
		粗大ごみ処理施設	1箇所	—
		浸出水処理施設	1箇所	—
		最終処分場	3箇所	—
	衛生プラント	し尿処理施設	1箇所	—
		汚泥焼却施設	1箇所	—
その他施設	公園	都市公園	61箇所	—
		都市公園以外	97箇所	—
	屋外グラウンド	グラウンド	4箇所	—
		広場	4箇所	—

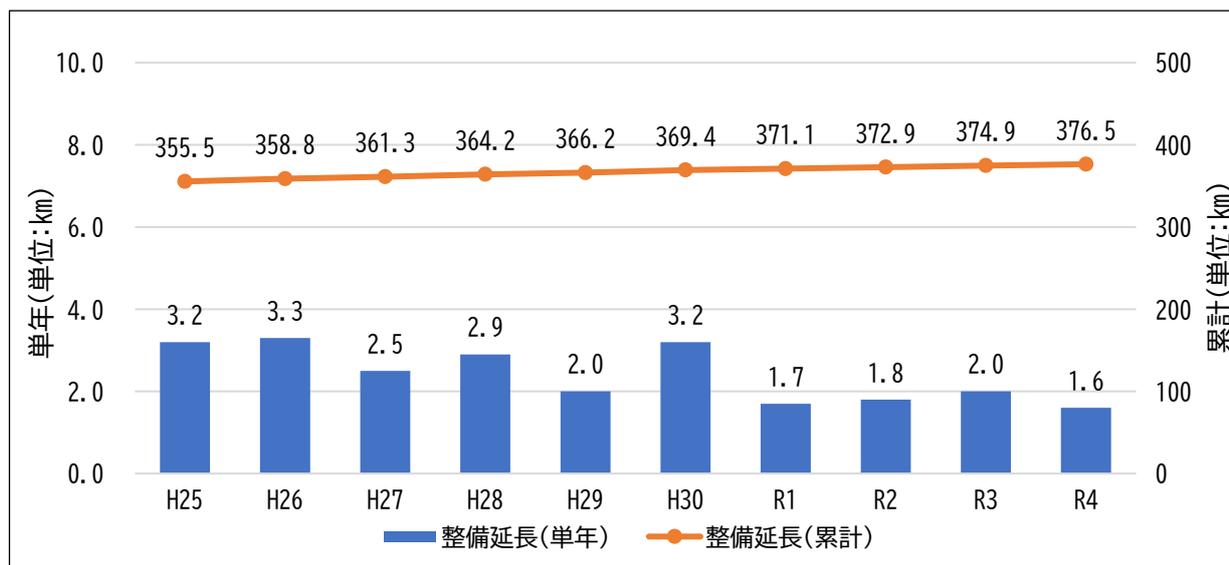
令和5年3月末現在

(2) 年度別の整備状況

①道路施設

本市が保有する市道は、1級市道約25.1km、2級市道約79.3km、その他市道約432.7kmで実延長は約537.1kmとなっています。そのうち、改良工事を行った市道延長は約376.5kmです。(図表2-12)

<図表 2-12 市道「整備延長の推移」>



②橋梁施設

本市が保有する橋梁は363橋(市道認定外の橋梁を含む)あり、総延長は約3.7kmとなっています。そのうち橋梁長寿命化修繕計画により、38橋の修繕を行い、修繕延長は約1.05kmです。(図表2-13)

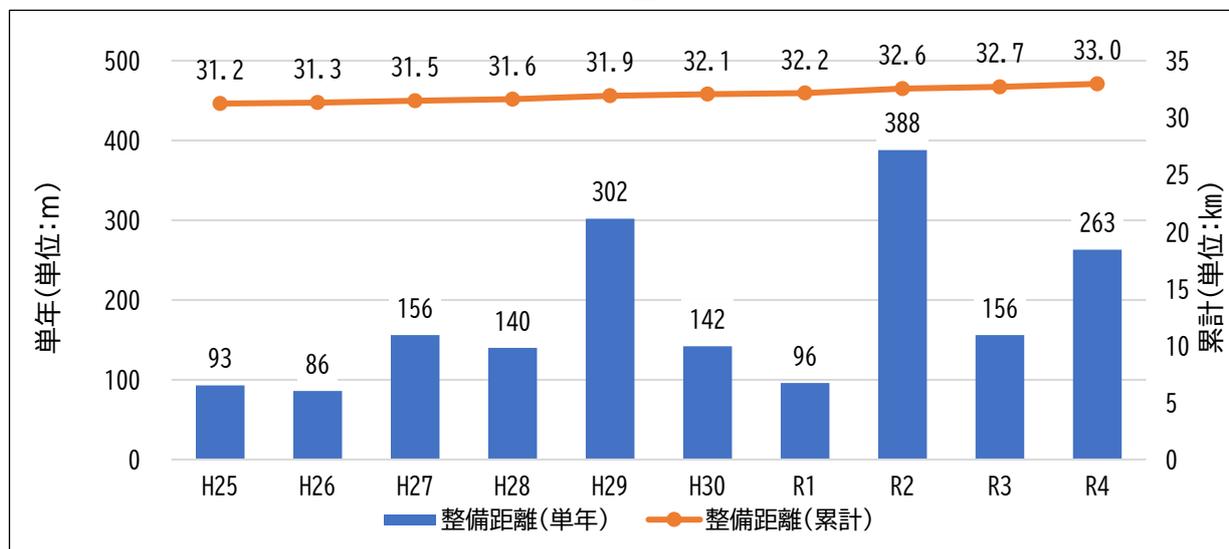
<図表 2-13 橋梁「修繕延長の推移」>



③河川施設

本市が管理する普通河川は、延長約75.7kmとなっています。そのうち、改良工事を行った河川延長は約33.0kmです。(図表2-14)

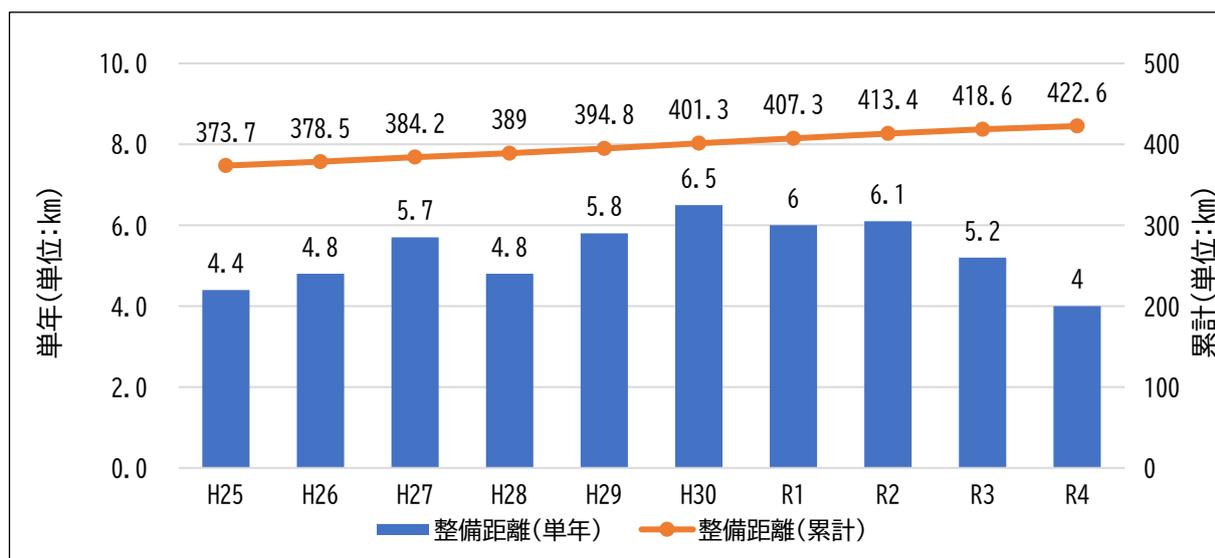
<図表 2-14 河川「整備延長の推移」>



④上水道施設

上水道施設は、管路、浄水場、配水場、取水場、ポンプ場に分類されます。管路の総延長は約422.6kmとなっています。(図表2-15)

<図表 2-15 上水道(管路)「整備延長の推移」>

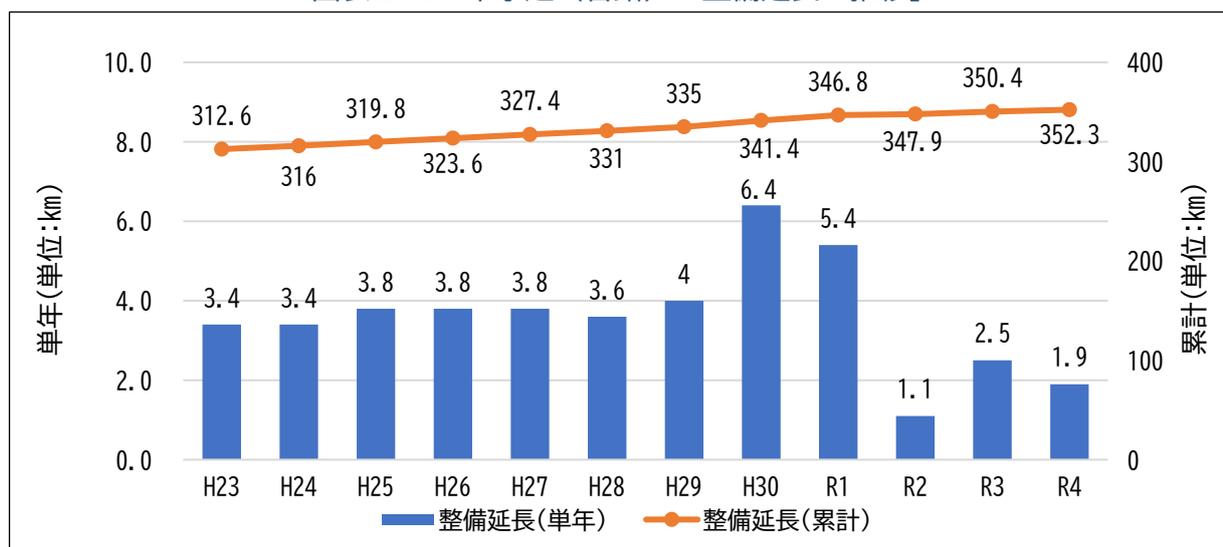


⑤下水道施設

下水道施設は、下水道と都市下水路に分類されています。下水道は管路、浄化センター、マンホールポンプ場、汚水中継ポンプ場があり、管路の総延長は約352.3kmとなっています。(図表2-16)

都市下水路は、下水路及び雨水ポンプ場があり、下水路の総延長は約6.3kmとなっています。(図表2-17)

<図表 2-16 下水道（管路）「整備延長の推移」>



<図表 2-17 都市下水路「整備延長」>

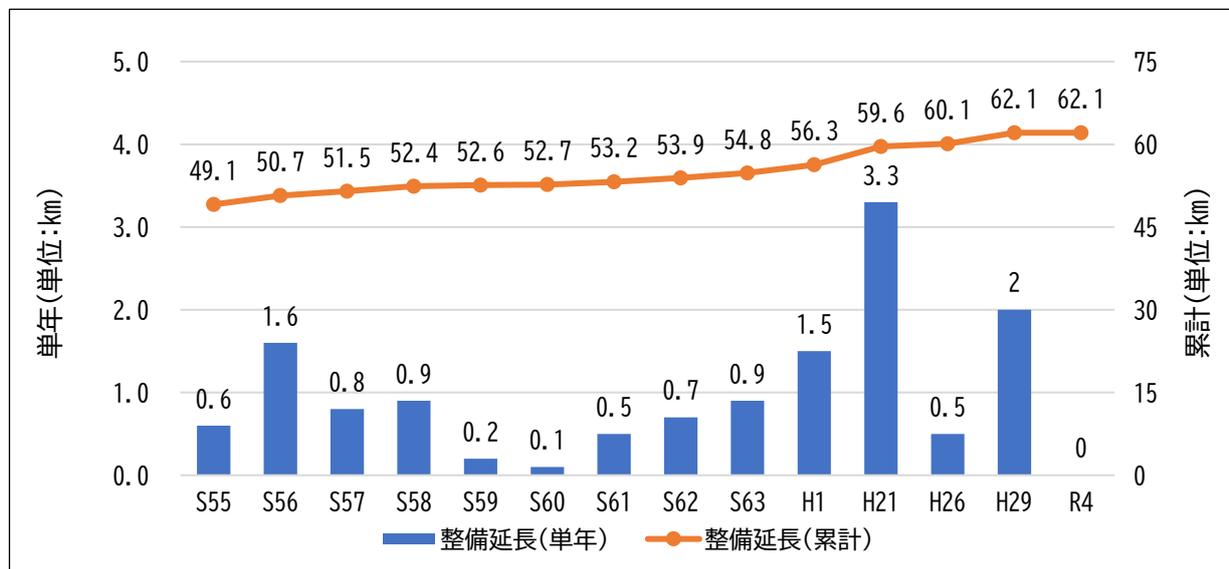
名称	下水路断面寸法(mm)	延長(km)	供用年度
徳倉都市下水路	・ 2,500×2,300 ・ 3,000×2,500	0.9	S52
谷田都市下水路	・ 1,500×1,500 ・ 2,625×2,250 (1,950×3,300)	1.5	S53
神川都市下水路	・ 2,500×2,150 ・ 2,700×2,150	1.0	S53
安久都市下水路	・ 1,500×1,200 ・ 2,500×3,000	1.7	S63
	竹ノ下ポンプ場 ポンプ設備 φ1,350 1台 φ1,000 2台	-	S58
洞道川都市下水路	・ 1,900×2,000 ・ 1,600×1,700 ・ 1,400×1,600 外	0.4	S61
小磯川都市下水路	・ 1,500×2,000 ・ 1,500×1,900 ・ 1,150×1,650 外	0.4	S63
梅名都市下水路	・ 1,100×1,050 ・ 1,100×850	0.1	S62
中島都市下水路	・ φ650 ・ 700×800 ・ 750×800	0.3	S61
大場都市下水路	大場ポンプ場 ポンプ設備 φ600 3台	-	H8
合計		6.3	

令和5年3月末現在

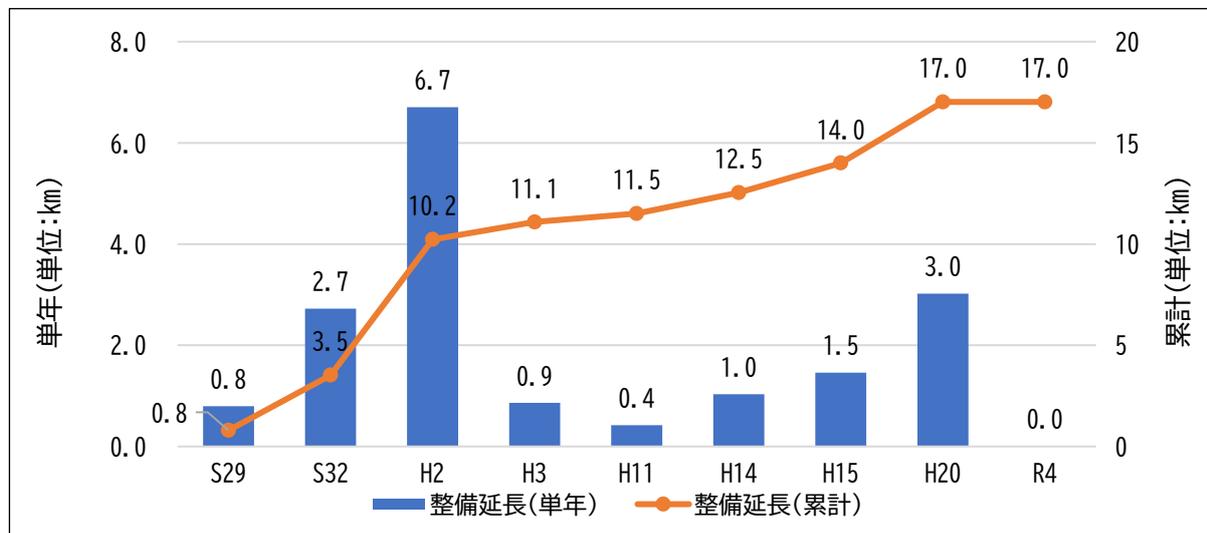
⑥農業土木施設

農業土木施設は、農道、橋梁（農道）、林道、農業水利施設（用水路）、排水機場に分類されます。農道の総延長は約62.1km、林道の総延長は約17.0kmとなっています。（図表2-18、2-19）

<図表 2-18 農道「整備延長の推移」>



<図表 2-19 林道「整備延長の推移」>



⑦一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設は、清掃センターと衛生プラントに分類されます。(図表2-20)

清掃センターは、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、浸出水処理施設、最終処分場となりますが、最終処分場(第一・第二)については、埋め立てを終了しています。

また、衛生プラントは、し尿処理施設、汚泥焼却施設となります。

<図表 2-20 一般廃棄物処理施設「整備状況」>

施設名称	建物名称	建築年	経過年数	構造	階数	延べ面積 (㎡)	備考
清掃センター	ごみ焼却処理施設	H1	34年	SRC	地上4階 地下1階	3,210.1	
	粗大ごみ処理施設	H2	33年	S	地上2階	1,185.6	
	浸出水処理施設	H6	29年	S	地上1階	124.8	
	最終処分場(第一)	S59	39年	—	—	—	埋立容量 160,711㎡ 埋立終了
	最終処分場(第二)	H4	31年	—	—	—	埋立容量 10,948㎡ 埋立終了
	最終処分場(第三)	H8	27年	—	—	—	埋立容量 81,630㎡ 残余容量 16,171㎡
衛生プラント	し尿処理施設	S63	35年	RC	地上2階 地下1階	1,560.6	
	汚泥焼却施設	H4	31年	S	地上2階	259.6	平成31年4月 から焼却を休 止

令和5年3月末現在

5. 有形固定資産減価償却率の推移

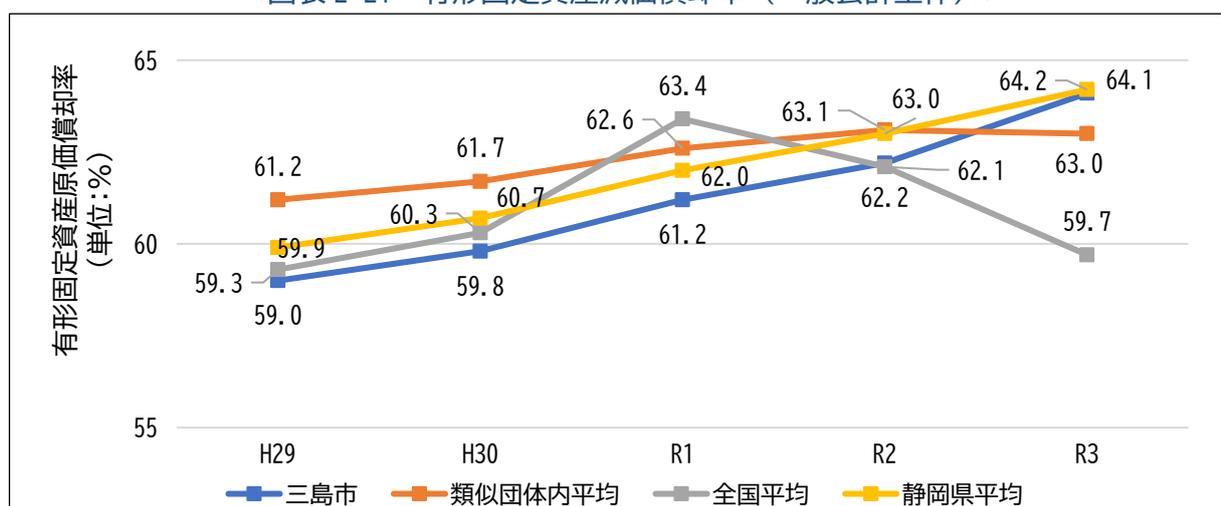
「有形固定資産減価償却率」は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合で、資産の経年の程度(資産の老朽化)を示す指標です。数値が100%に近いほど、保有資産が耐用年数に近づいていることを意味し、資産の老朽化が進んでいることになります。

(1) 一般会計等の有形固定資産減価償却率

一般会計等の有形固定資産減価償却率の推移は、図表2-21のとおりです。本市の人口は、平成17年をピークに減少していることから、新たな公共施設等の需要も減少しています。このため、近年は更新する施設が少ないことから、減価償却率は増加傾向になります。

一般会計等の有形固定資産減価償却率は、静岡県平均と同程度で、全国の平均を上回っている状況です。

<図表 2-21 有形固定資産減価償却率（一般会計全体）>



(2) 類型ごとの有形固定資産減価償却率

類型ごとの有形固定資産減価償却率は、図表2-22及び図表2-23のとおりです。

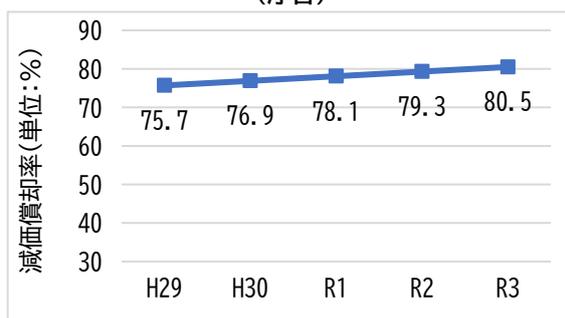
庁舎については、市役所本館が昭和35年度に建設され、既に一般的な耐用年数を経過していることや、西館も建設から40年以上が経過し、老朽化が進んでいることなどから、高い値となっています。

また、幼稚園・保育園については、北幼稚園等の建替え及び錦田幼稚園、みかど幼稚園、谷田保育園を集約し、新たに「錦田こども園」を建設したことにより、低い値となっています。

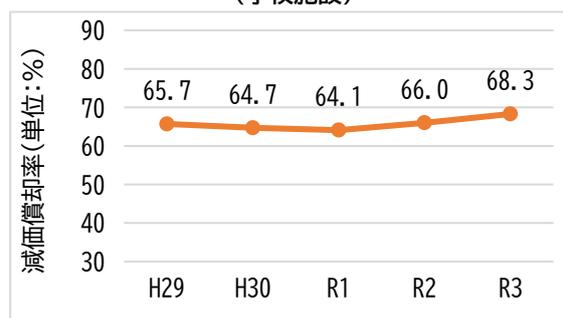
なお、一般廃棄物処理施設は、平成25年から27年にかけて大規模改修を実施したものの、一番古いもので建設から30年以上経過し、老朽化が進んでいることから、高い値となっています。

<図表 2-22 有形固定資産減価償却率（建物系）>

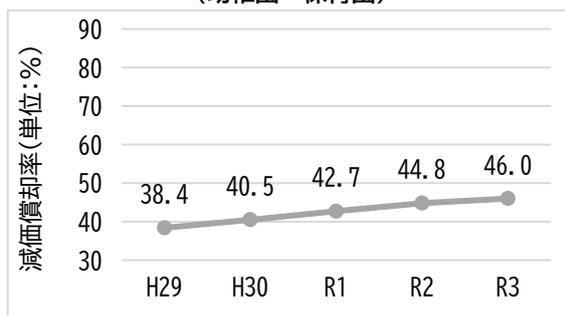
(庁舎)



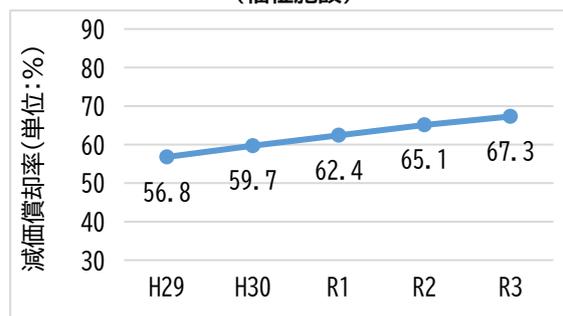
(学校施設)



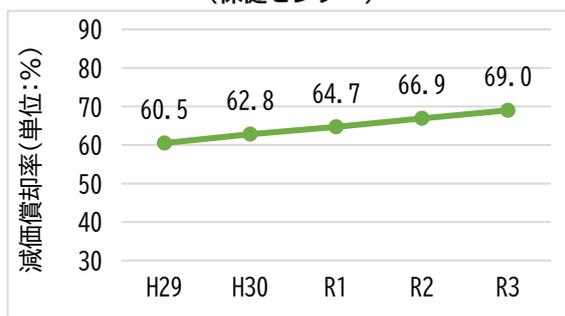
(幼稚園・保育園)



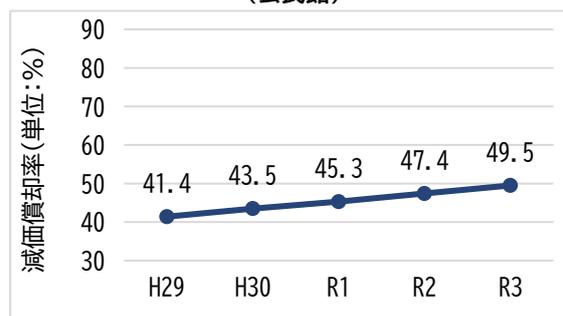
(福祉施設)



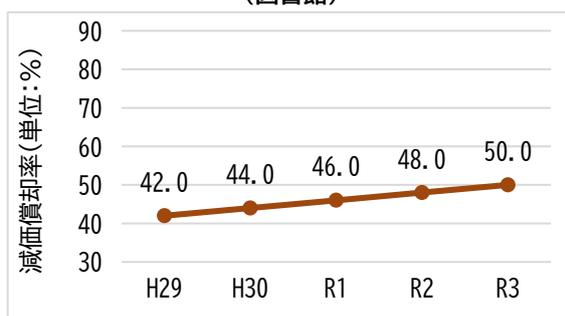
(保健センター)



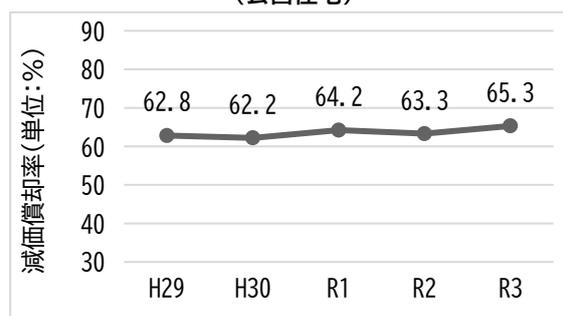
(公民館)



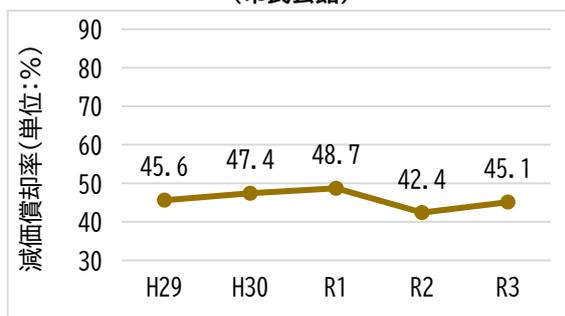
(図書館)



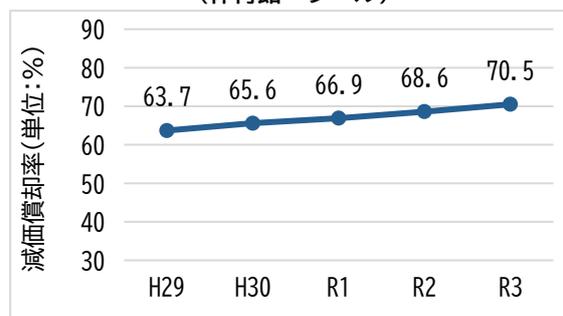
(公営住宅)



(市民会館)



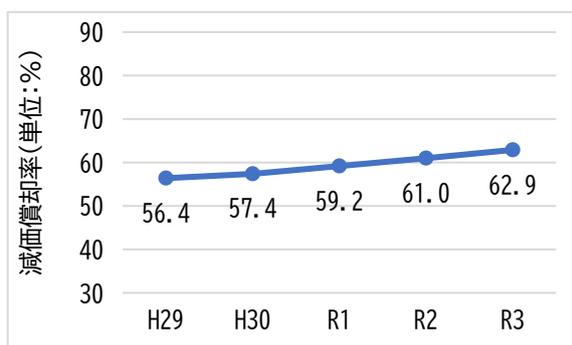
(体育館・プール)



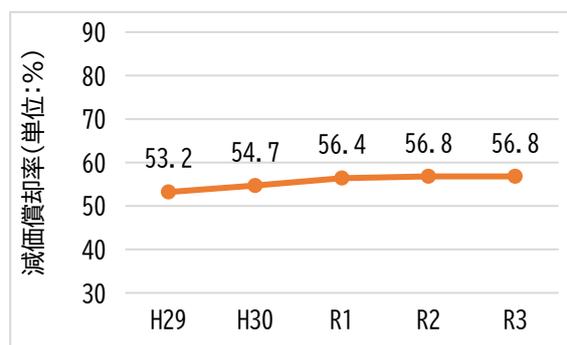
※出典：財政状況資料集

<図表 2-23 有形固定資産減価償却率（インフラ系）>

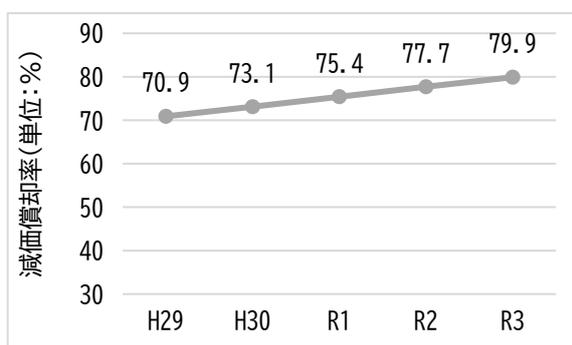
(道路)



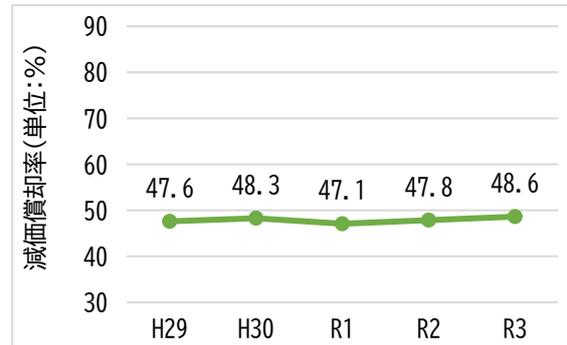
(橋梁・トンネル)



(一般廃棄物処理施設)



(水道事業)



(下水道事業)



※出典：財政状況資料集 等

※下水道事業については、平成30年が地方公営企業法の適用初年度となるため、平成29年度以前の減価償却費の累積がありません。

Ⅲ 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 三島市の公共施設等の課題

(1) 公共施設等の老朽化

本市が保有する公共建築物のうち、建設から40年以上が経過している施設の面積割合は約5割となり、全体的に老朽化が進行しています。多くの公共建築物は、近い将来に改修や建替えの時期を迎えることから、多額の経費負担が見込まれています。

(2) 財政状況の見通し

市税を中心とした自主財源（本市が自主的に収入できる財源）は、三ツ谷工業団地の企業誘致や三島駅南口の再開発事業等の影響により、短期的には増加又は横ばいとなると思われませんが、長期的には、生産年齢人口の減少などにより財源の減少が予想され、高齢化の進行により、扶助費の増加が予想されます。

このため、公共施設等の更新などに充てられる投資的経費は、減少していくことが予想されます。

(3) 市民ニーズ

本市では、今後も年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少を続ける一方で、老年人口（65歳以上）が更に増加することが予想されます。人口構成や社会情勢、自然環境の変化、情報技術の進化等により、公共施設等に求められる市民ニーズは、変化していくことが予想されます。

(4) まとめ

本市が置かれている人口や財政などの現状を踏まえると、公共建築物をこれまでと同じ規模や手法で整備・維持管理していくことは現実的ではありません。

インフラ系施設においては、新規整備事業は縮小傾向にあるものの、保有延長は増加していくため、将来にわたって一層厳しい状況になっていくと考えられます。

今後、維持管理や更新に係るコストを削減・平準化するため、また、市民ニーズの変化に対応していくため、公共施設等のあり方についての検討が必要です。

2. 公共施設等のマネジメントの基本理念

(1) まちづくりとしての公共施設等の保全

将来にわたって持続的に発展し続けるため、「ガーデンシティみしま」や「スマートウェルネスみしま」、「コミュニティづくり」など、人もまちも産業さえも元気になる取組みをさらに推進し、誰もが健康で幸せを感じ、安全・安心に暮らすことができる魅力あるまちの形成を目指します。

- ・人が集い、住みたくなるまちを実現するため、効率的で身の丈に合った財政運営を基本としながら、公共サービスの充実に努めていきます。
- ・多様化する市民ニーズを的確に捉えながら、適正規模を把握したうえ、長期的視点で公共施設等のスリム化を図り、併せて、長期財政計画との整合性を図って市の体力を強化します。
- ・“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組みやまちなかりノベーション推進計画、観光戦略アクションプラン等により、企業誘致や観光振興、産業振興を図り、雇用の拡大、税収の増加につながるよう地域活性化を推し進めます。

3. 公共建築物についての基本方針

公共施設等のマネジメントの基本理念「まちづくりとしての公共施設等の保全」を念頭に置き、人と人をつなぎ、地域を元気にする公共施設等の役割・再生を目指し、魅力的なまちづくりの実現に向けて、次のとおり公共建築物のマネジメント方針3原則を定めます。

公共建築物のマネジメント方針3原則

- 1 • 将来のまちづくりの再構築を見据えた「市民ニーズを的確に捉えた資産活用」
- 2 • 施設需要見込みに基づいた「総量の最適化と複合化・多機能化の推進」
- 3 • 長期財政計画と整合した「計画的な維持保全による長寿命化」

4. インフラ系施設についての基本方針

既に策定されている「舗装長寿命化修繕計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋長寿命化修繕計画」、「水道ビジョン」、「水道施設整備計画」、「下水道ストックマネジメント計画」、「ごみ焼却施設長寿命化計画」などの方針や計画に基づいて事業を進めるため、次のとおりインフラ系施設のマネジメント方針3原則を定めます。

インフラ系施設のマネジメント方針3原則

- 1 • 持続可能な管理運営体制の確立
- 2 • ライフサイクルコストの縮減
- 3 • 社会情勢の変化や市民ニーズへの適切・的確な対応

5. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の運営の効率化や市民サービスのさらなる向上を図るため、PPP/PFI等の手法による民間活力の導入を検討していきます。

また、民間活力の活用のため、公共施設等に関する情報の積極的な公開に努めます。

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等を適正に管理していくためには、日常的・定期的な点検・診断により、破損状況や劣化状況を把握することが重要となります。

公共建築物の屋上防水、外壁、分電盤、空調機などの部位部材・設備については、施設管理者が日常的な点検を行います。また、包括管理業務委託対象施設については、包括管理事業者による定期的な診断を実施していきます。

なお、点検・診断した結果・記録はデータベース化し、情報として蓄積して、今後のメンテナンスに活用していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共建築物の更新（建替え）に関して、経費を削減するため、できる限り長寿命化を図り、また建設する場合の延べ面積は、原則、同等以下の規模とします。

長寿命化施設については長期間使用することから、目標使用年数の半分が経過したところで、機能向上や市民ニーズに対応した大規模改修を実施します。

修繕については、点検・診断により把握した破損箇所、劣化箇所について実施していきます。また、重要な部位部材・設備については、予防保全の観点から、破損していなくても目標使用年数が経過した段階で修繕や取り換えを計画していきます。

公共建築物は年度ごとの予算の平準化を図るため、施設の対策内容や劣化状況、またその部位部材・設備の重要度などから優先順位を設定し、修繕計画へ反映させていきます。

なお、インフラ系施設は、維持管理に大きなコストが必要となるため、日常的・定期的な点検・診断結果に基づいて効率的・効果的な維持管理を行い、長期的な視点で維持管理コストを平準化・適正化していきます。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応します。特に公共建築物については、屋上設置物や外壁において、劣化による落下の可能性があることから、点検・診断により確実にその劣化状況を把握し、破損等が見つかった場合は、早急に修繕を行います。

また、防火対象物、エレベーターなどの設備については、法定点検の結果を注視し、指摘事項に対しては確実に対応していきます。

(4) 耐震化の実施方針

本市の公共建築物は、令和5年4月1日現在の耐震化率（耐震性能ランクⅠ）は99.19%となっています。このため、躯体の耐震性は確保されている状況にありますが、引き続き、建物の天井等落下防止対策等、必要な対策を講じていきます。

なお、インフラ系施設については、個別施設計画に基づき、耐震化工事を計画的に実施しているため、引き続き、安全・安心なサービスが提供できるように努めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

今後も保持していく施設については、定期的な点検や修繕による予防保全や計画的な機能改善改修により、長寿命化を推進します。

長寿命化の推進にあたっては、目標使用年数、予防保全を含む修繕・改修メニューとその実施時期、実施方法について指針を定めます。

なお、既に長寿命化計画が策定されている施設については、各計画の内容を十分に踏まえ、全庁的な観点での整合を図りながら、公共施設等のマネジメント全体として推進していきます。

(6) ユニバーサルデザインに関する実施方針

公共施設等を新設・更新する際には、ユニバーサルデザインに配慮した設計となるよう検討します。

また、本市の公共建築物は、ユニバーサルデザインに対応していないものが多くあるため、現状を把握するとともに、大規模改修などに併せて、適切なユニバーサルデザイン化を進めていきます。

(7) 脱炭素化の推進方針

本市を取り巻く環境の変化、国・県の計画や温室効果ガス排出量の削減目標、第3次三島市環境基本計画や地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】等との整合を図りながら、新たな「地球にやさしい率先行動計画【第5版】」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、その削減に努めています。公共施設に係る温室効果ガス排出量削減のための取組みとして、以下の取組み方針を掲げています。

①公共施設の省エネルギー化の推進

建築物等の建設や設備等の導入に際し、省エネルギー化を推進するとともに、施設の管理運営面において、省エネに向けた運用改善を行います。

- ・建築物やインフラ施設などにおける断熱性能や遮熱性能の向上に伴う省エネルギー化の推進
- ・高効率な設備・機器の導入における省エネルギー化の推進
- ・施設の管理運営における省エネルギー化の推進

②再生可能エネルギーの導入

公共施設への再生可能エネルギーの利活用について調査研究を行います。

- ・公共施設への太陽光発電設備等の導入検討
- ・新たな一般廃棄物処理施設への焼却熱を利用した発電設備等の導入検討

(8) 統合や廃止の推進方針

公共建築物については、利用者の利便性を考慮し、同じ建物にあった方が良い機能については、集約化や複合化による統合を検討していきます。(図表3-1)

施設総量の削減に向けて、利用率の低い施設については、規模縮小のうえでの集約化や複合化、廃止を検討していきます。なお、集約化や複合化、廃止による市民サービスの低下をできる限り抑えるため、財政状況を考慮する中で、代替サービスの実施を検討していきます。

<図表 3-1 公共施設最適化事業等の概要>

	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	 公民館A (延床面積:200) 公民館B (延床面積:200)	 廃止 集約化後施設 (延床面積:350)	既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する
複合化事業	 保育所 (延床面積:200) 高齢者施設 (延床面積:200)	 廃止 複合施設 (延床面積:350)	既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
転用事業	 学校	 高齢者施設	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する

集約化・複合化による効果

- ・共用部分の共有等による面積縮減に伴う維持管理費の削減
- ・未利用地の売却益
- ・コミュニティづくりの推進

※出典：総務省 自治財政局資料

(9) 数値目標

公共建築物の延べ面積について、図表3-2のとおり数値目標を設定します。

<図表 3-2 数値目標 [公共建築物]>

年度	面積	削減面積	削減率
基準年度 (H28年度)	304,396㎡		
前期最終年度 (R11年度)	302,659㎡	▲1,737㎡	▲0.6%
中期最終年度 (R21年度)	282,882㎡	▲21,514㎡	▲7.1%
後期最終年度 (R31年度)	251,713㎡	▲52,683㎡	▲17.3%

※上記数値目標は、各施設の対策内容による変更を積み上げたものになります。

(10) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

平成27年1月23日付総務大臣通知により、統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されています。統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、固定資産台帳を整備・更新し補助簿として活用することが求められているため、固定資産台帳の整備・更新に際して得た固定資産に関する様々な情報を公共施設等の管理運営に役立て、公共施設等の更新や維持管理等と地方公会計制度を一体で推進していきます。

(11) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

本計画に基づいて、公共施設等の集約化や複合化事業などで最適化を図ることにより、未利用となる土地や建物等が生じることから、廃止が計画されている施設については、当該計画の段階から他の行政目的での利活用の可能性を優先的に検討していくとともに、PPP/PFI手法での活用の可能性についても検証を行っていきます。

他の用途での利用が見込まれない土地や建物等においては、原則として、民間への売却を進めていきますが、売却が難しい場合などには、定期借地契約等による貸付けを行うことにより、資産の有効活用を図ることで、自主財源の確保にも取り組んでいきます。

また、用途廃止となる土地や建物等が商業地域や近隣商業地域であった場合には、まちづくりの観点から、まちなかりノバージョン推進計画や観光戦略アクションプランなどとの整合性を考慮した上での検討も進めていきます。

(12) 広域連携

建設コスト、保全コスト（維持管理・修繕等）、使用終了時コスト（解体処分）の削減に向けて、近隣自治体との施設の共同運営の可能性について検討していきます。

なお、令和3年8月18日に三島市、裾野市、長泉町の2市1町で「富士山南東スマートフロンティア推進協議会」を発足しており、様々な地域課題の解決に向けて、広域連携による取組みを進め、民間事業者との連携や先進技術の活用などの検討を行っています。

(13) 各種計画及び国・県の管理施設との連携

公共施設等で提供する市民サービスの内容変更を検討する際は、市の各種計画との整合性を図っていきます。

また、施設の集約化や複合化などを進める際には、まちづくり関連の計画（都市計画マスタープラン、立地適正化計画、地域公共交通網形成計画、まちなかりノバージョン推進計画、観光戦略アクションプランなど）と連携を図っていきます。

建設コスト、保全コスト、使用終了時コストの削減及び利用者の利便性向上に向けて、国管理施設や県管理施設等との連携の可能性についても検討していきます。

(14) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等は、インフラ系施設のほか「子育て支援」、「保健福祉」、「教育」など、様々な目的を持って設置された公共建築物があり、その目的に応じて各施設所管課が個々に管理しています。

このうち、公共建築物の「集約化・複合化等」、「適正管理」などの取組みを効率的・効果的に推進していくためには、公共建築物全体を総括的に捉えていくことが重要となります。

①特別部会

ファシリティマネジメント統括担当部長、企画担当課長、施設所管課長等から構成される「三島市ファシリティマネジメント推進特別部会」を組織し、公共施設等のマネジメントに係る取組みについて協議していきます。また、必要に応じて、施設管理担当係長等から構成される専門委員会を特別部会の下部組織として設置します。

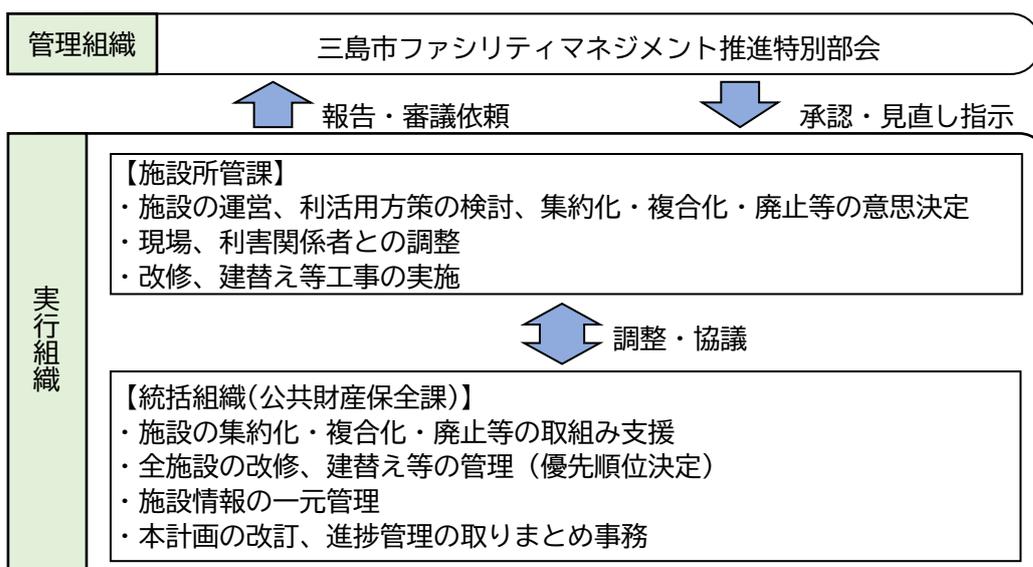
②集約型の統括組織

公共建築物の集約化や複合化などは、複数の施設に関わる取組みであることから、円滑に進めるためには、施設所管課間の調整を行う部署が必要です。

また、限りある財源の中で、効率的・効果的に建物を維持管理していくためには、公共建築物全体として優先順位を決めて、修繕・改修・更新を実施していくことが必要です。

このため、公共建築物の集約化・複合化などに係る取組みを主導・支援するとともに、修繕・改修・更新の全体的な管理を行う集約型の統括組織として、公共財産保全課を設置しています。(図表3-3)

<図表 3-3 組織体系図>



③包括管理委託

施設管理における業務水準の向上や業務の効率化を図るため、専門的知見を有する事業者による包括管理委託を導入しています。

④情報管理・共有方策

公共施設等全般に関連する情報を一元的・総合的に管理するため、庁内ネットワークを活用したファシリティマネジメントシステムの構築及び施設カルテの作成を行っています。

⑤職員研修

公共施設等のマネジメントを推進するためには、職員一人ひとりが、その意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、職員を対象とした研修会等の開催を引き続き行い、マネジメント意識の共有化を図ります。

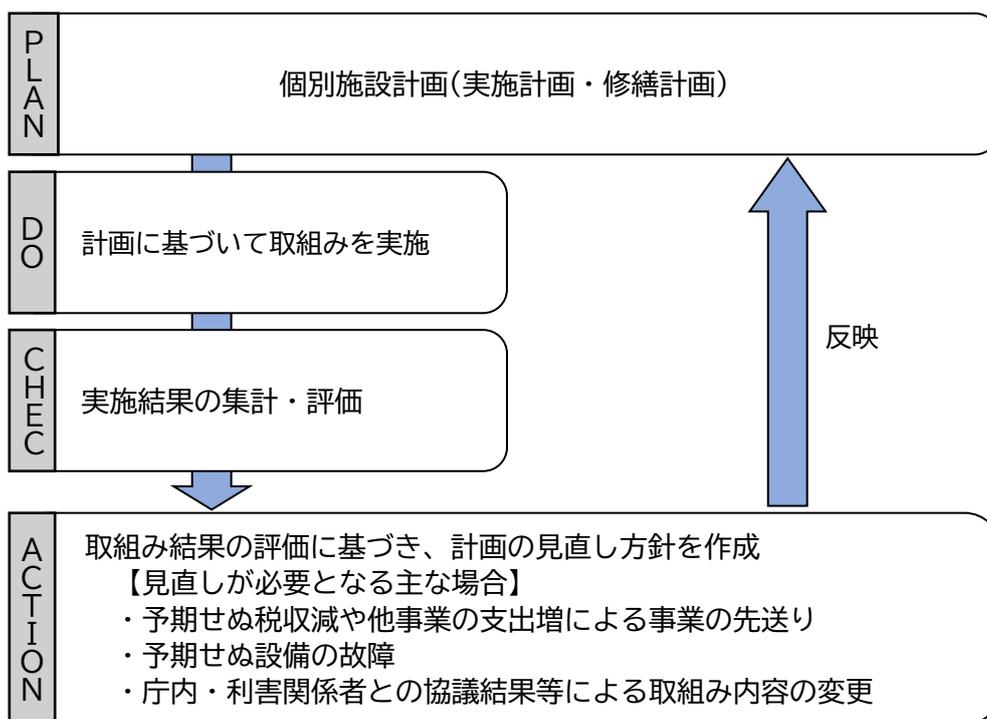
⑥財源の確保

計画的な維持更新を図るため、歳入予算の一定割合を財源枠として確保することや、基金への積立てなどについて検討します。

⑦フォローアップの実施方針

本計画及び個別施設計画の進捗管理は、PDCAサイクルを活用して行います。なお、このサイクルの期間は、1年間とします。(図表3-4)

<図表 3-4 PDCA サイクル>



IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

1. 公共建築物の管理に関する基本方針

(1) 庁舎施設

主な施設	市役所本庁舎、市役所中央町別館、市役所大社町別館
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎は、昭和35年の建設から60年以上が経過し、老朽化が進んでいる。 ・施設のスペースが不足しており、事務室の狭隘化や、会議室・倉庫等が十分に確保できていない。 ・庁舎機能が本庁舎、中央町別館及び大社町別館に分散されており、来庁者の利便性や事務の効率化等にも支障が生じている。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎整備が見込まれるため、修繕範囲については、劣化状況等を見極めながら必要最低限に留めることによりコスト削減に努める。 ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検・診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎及び中央町別館は耐震化が完了している。 ・大社町別館は、昭和56年6月以降に建設されているため、耐震性は確保されている。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現施設は、新庁舎整備が見込まれるため、長寿命化施設ではなく一般施設としている。 ・新庁舎は、予防保全や計画的な機能改善改修により、長寿命化を推進する。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎はユニバーサルデザインに配慮した設計とする。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎機能が、本庁舎、中央町別館、大社町別館に分散していることから、新庁舎整備にあたっては、現在分散している3庁舎の集約化を図る。

(2) 学校施設

主な施設	市立小学校（14校）、市立中学校（7校）
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の多くが、昭和40年代から50年代に建設されたもので、35年以上が経過した建物の比率が高く、老朽化が進んでいる。 ・三島市には、市立小学校が14校、市立中学校が7校あり、児童・生徒数は減少している。 ・文部科学省の学校施設環境改善交付金等を活用した、建物の大規模改修、長寿命化改修及び改築などの施設整備を少子化と学校教育制度の推移を見極めながら、個別施設計画に基づき進めていく。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省からの要請（平成25年8月7日通知）に基づき、避難所となっている屋内運動場等の天井等落下防止対策として、非構造部材耐震化事業を実施している。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、「メンテナンスサイクル※」を構築し、中長期的な維持管理等に係るコストの削減を図っていく。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建物更新時はユニバーサルデザインに配慮した設計とする。 ・ユニバーサルデザインに対応していない施設は、改修に合わせてユニバーサルデザイン化を進める。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、児童・生徒数が減少し、利用面積が減少することが見込まれる学校施設については、地域住民の意見も聞く中で、余裕教室等の有効利用を図るとともに、建替え等に合わせて、施設の減築、集約化や複合化、廃止を検討していく。

※メンテナンスサイクル：点検・診断→計画の策定→対策の実施→点検・診断を継続的に実施すること。

(3) 幼稚園・保育園

主な施設	市立幼稚園（10園）、市立保育園（6園）
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園の多くが、昭和40年代から50年代に建設されたもので、35年以上が経過した建物の比率が高く、老朽化が進んでいる。 ・三島市における就学前の園児を取り巻く現状においても、女性の社会進出による共働き世帯の増加、核家族化などの影響により、保育の需要が増大している一方で、幼稚園は、多くの園で定員割れとなっている。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全を確保するうえで、外壁・屋上防水工事や内装改修工事など、老朽化に伴う補修・修繕を必要とする箇所は増加傾向にある。 ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、園児の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性は確保されている。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の不具合への予防保全措置や財政負担の平準化などを図るため、文部科学省の学校施設環境改善交付金等を活用した建物の大規模改修、長寿命化改修及び改築などの個別施設計画を立案し、計画的な施設整備を進めていく必要がある。 ・計画的な予防保全型の維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図ることで、コストの削減に努める。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建物更新時はユニバーサルデザインに配慮した設計とする。 ・ユニバーサルデザインに対応していない施設は、改修に合わせてユニバーサルデザイン化を進める。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい教育環境の確保を念頭に、地域における未就学児に対する幼児教育の需要や子ども・子育て支援新制度及び地域的な配置を考慮したうえで、市立幼稚園の認定こども園化や集約化や複合化、廃止の可能性について検討する。 ・保育園については、地域の保育需要の状況等を注視しながら、集約化や複合化、廃止又は民営化等を検討していく。

(4) 子育て支援施設

主な施設	放課後児童クラブ、本町子育て支援センター、発達支援センター、児童発達支援事業所
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブへの入館希望児童数は、平成27年4月から新たに小学4年生から6年生までの児童が入館対象となったこと、また、ひとり親家庭の増加や核家族化における両親共働き世帯の増加などにより、増加傾向にある。 ・発達に関して配慮が必要な子どもは、増加傾向にある。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性は確保されている。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全型の維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図ることで、コストの削減に努める。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建物更新時はユニバーサルデザインに配慮した設計とする。 ・ユニバーサルデザインに対応していない施設は、改修に合わせてユニバーサルデザイン化を進める。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数や児童クラブへの入会需要の推移をもとに、必要に応じて各小学校との協議を進める中で、小学校余裕教室を活用した整備を検討する。 ・今後児童数の減少が少なく、教室に余裕のない小学校においては、民間事業者による運営や、放課後児童クラブ以外の事業による放課後等の児童の居場所づくりについても調査・研究を進めていく。

(5) 保健福祉施設

<p>主な施設</p>	<p>市立養護老人ホーム佐野楽寿寮、老人福祉センター、北上高齢者すこやかセンター、高齢者いきがいセンター、障がい者支援センター 佐野あゆみの里、さわじ作業所、指定生活介護事業所 おんすいち、保健センター、社会福祉会館</p>
<p>現状や課題に関する基本認識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市立養護老人ホーム佐野楽寿寮は、昭和42年の建設から50年以上が経過し、老朽化が進んでいたが、平成25年度から26年度にかけて、大規模修繕を実施した。 ・多くの保健福祉施設は、建設から20年以上が経過し、設備機器などの老朽化が進んでいるため、計画的な対策が必要な状況である。 ・指定生活介護事業所 おんすいちは、音に過敏な方や集団行動が難しい方が利用者に含まれており、個別支援を行うための個室等の拡張等が望まれている。
<p>点検・診断等の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
<p>維持管理・更新等の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
<p>安全確保の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
<p>耐震化の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性は確保されている。
<p>長寿命化の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全型の維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図ることで、コストの削減に努める。
<p>ユニバーサルデザイン化の推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物更新時はユニバーサルデザインに配慮した設計とする。 ・ユニバーサルデザインに対応していない施設は、改修に合わせてユニバーサルデザイン化を進める。
<p>統合や廃止の推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止・転用・売却等の可能性がある施設の修繕範囲については、劣化状況等を見極めながら、必要最低限に留めることにより、コストの削減に努める。 ・新庁舎整備の際に複合化が可能な施設については、新庁舎への複合化を検討していく。

(6) 生涯学習関連施設

主な施設	生涯学習センター、北上文化プラザ、中郷文化プラザ、 錦田公民館、坂公民館、箱根の里
現状や課題に関する 基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての生涯学習関連施設は、建設から25年以上が経過し、設備機器などの老朽化が進んでいるため、計画的な対策が必要な状況である。 ・生涯学習の推進を図るため、高齢者、子ども、女性グループ、サークル活動の拠点として、活発な活動が展開されている。
点検・診断等の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性は確保されている。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全型の維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図ることで、コストの削減に努める。
ユニバーサルデザイン 化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建物更新時はユニバーサルデザインに配慮した設計とする。 ・ユニバーサルデザインに対応していない施設は、改修に合わせてユニバーサルデザイン化を進める。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な施設の改修・更新にあたっては、社会情勢、利用状況、市民のニーズなどに基づき、他の関連施設の設置状況等を勘案し、PPP/PFI等の手法による民間活力の導入を検討する。

(7) コミュニティ・防災関連施設

主な施設	市民活動センター、コミュニティ防災センター(4施設)、 総合防災センター
現状や課題に関する 基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターは、照明器具、ブラインドや給湯室等の小規模修繕が行われている。 ・コミュニティ防災センターの多くが、昭和60年代に建設されたもので、35年以上が経過した建物の比率が高く、老朽化が進んでいる。
点検・診断等の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性は確保されている。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・転用や複合化が見込まれるため、修繕範囲については、劣化状況等を見極めながら、必要最低限に留めることにより、コストの削減に努める。
ユニバーサルデザイン 化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・転用又は複合化が見込まれるため、ユニバーサルデザイン化に向けた改修等は行わない。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターについて、新庁舎整備後は、現保健センターへの転用を検討する。 ・コミュニティ防災センターのコミュニティ機能については、近隣の小中学校へ、防災倉庫機能については、新庁舎への複合化を図る。

(8) 市営住宅施設

主な施設	市営住宅（13施設）
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅は13団地686戸(令和6年3月現在。藤代住宅B棟(55戸)の建設中。)あり、これまでに計画的な建替えや大規模改修を実施している。 ・計画的な住宅整備等により、活用可能な住宅ストックの確保はできていると考えている。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な点検を実施し、現状を把握することで、適切な時期に予防保全的な修繕及び耐久性の確保等を図ることを目的に、令和2年度に「三島市公営住宅等長寿命化計画」を改訂した。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建替えや維持管理に伴う改修事業等は、国からの交付金で実施しており、今後もこの交付金を活用して実施していく。 ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性は確保されている。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全型の維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図ることで、コストの削減に努める。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建物更新時はユニバーサルデザインに配慮した設計とする。 ・ユニバーサルデザインに対応していない施設は、改修に合わせてユニバーサルデザイン化を進める。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進む中で、利便性の高い市街地の団地への需要が更に進むことが予想されることから、郊外の団地を利便性の高い市街地の団地に統合することなどを検討していく。 ・住宅確保要配慮者安心居住推進事業及びサービス付高齢者向け住宅整備事業などにより、民間賃貸住宅の需要が増え、市営住宅の需要が減少した場合は、市営住宅の戸数を減らしていくことも考えられる。

(9) 文化施設

主な施設	市民文化会館、郷土資料館、エコセンター
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての文化施設は30年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいる。 ・市民文化会館においては、大小ホール舞台機構、客席が更新時期を迎えている。また、舞台音響設備、舞台照明設備が15～20年周期で更新が必要となるため、設備更新の費用発生が見込まれる。 ・郷土資料館について、資料は年々増加しており、資料の収蔵場所が不足している。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性は確保されている。(エコセンターを除く)
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全型の維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図ることで、コストの削減に努める。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建物更新時はユニバーサルデザインに配慮した設計とする。 ・ユニバーサルデザインに対応していない施設は、改修に合わせてユニバーサルデザイン化を進める。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・エコセンターの環境教育・環境学習機能を東小学校に複合化し、エコセンターの建物は、老朽化のため廃止・解体する。

(10) 産業関連施設

主な施設	三嶋曆師の館、市営中央駐車場、三島駅北口自転車等駐車場、三島駅南口自転車等駐車場
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・三嶋曆師の館は、江戸時代後期の歴史的建物であり、公開することにより市民文化の向上を図る施設としているが、経年劣化は進行していくため、保全のため適宜必要な対策をしていく必要がある。 ・市営中央駐車場は、平成6年の建設から25年以上が経過し、老朽化が進んでいる。 ・三島駅北口・南口自転車等駐車場は、長泉町との行政境に位置しており、利用者の約半数は市外利用者が占めている。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・三嶋曆師の館は、令和元年度から令和2年度にかけて耐震補強及び屋根工事を実施。他の施設については、昭和56年6月以降に建設されているため、耐震性は確保されている。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全型の維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図ることで、コストの削減に努める。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建物更新時はユニバーサルデザインに配慮した設計とする。 ・ユニバーサルデザインに対応していない施設は、改修に合わせてユニバーサルデザイン化を進める。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・三嶋曆師の館は、歴史的な施設のため、他の施設との複合化は困難である。 ・市営中央駐車場は、新庁舎整備に併せ、民間への売却を検討していく。 ・三島駅北口・南口自転車等駐車場は、立地状況や利用者数などから、集約化や複合化は困難である。

(11) 体育施設

主な施設	市民体育館、市民温水プール、長伏プール、上岩崎公園プール
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての体育施設は建設から20年以上が経過しており、設備機器のなどの老朽化が進んでいる。 ・プールについては、プール槽の塗装の剥がれなど、修繕が増加していくと予想される。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性は確保されている。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全型の維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図ることで、コストの削減に努める。 ・上岩崎公園プールについては、施設の廃止が見込まれることから、修繕範囲には、劣化状況等を見極めながら、必要最低限に留めることにより、コストの削減に努める。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建物更新時はユニバーサルデザインに配慮した設計とする。 ・ユニバーサルデザインに対応していない施設は、改修に合わせてユニバーサルデザイン化を進める。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の更新の際は、PPP/PFI等の手法による民間活力の導入を検討する。 ・長伏プールについては、その後の利活用を検討する。

(12) 有料公園

主な施設	楽寿園
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・楽寿園は、昭和29年に、富士山の雪解け水が湧き出す園内の景観と自然林からなる庭園が国の天然記念物及び名勝に指定されている。 ・楽寿園の事務所については、平成18年の建造から15年程度と比較的新しい建物であるが、展示場は、昭和51年の建造から45年以上、楽寿館及び梅御殿は、いずれも建造から130年以上が経過し、老朽化が進んでいる。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・楽寿館及び梅御殿は、耐震化等の必要性があるが、景観を損なう恐れがあるため、慎重に対処しなければならない状況である。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所及び展示場については、計画的な予防保全型の維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図ることで、コストの削減に努める。 ・楽寿館及び梅御殿については、文化財の維持補修に関する専門家の意見を踏まえ、歴史まちづくり計画を策定し、国交付金等を活用する中で、集中的かつ効果的な修繕を実施したいと考えている。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・楽寿館及び梅御殿は歴史的に重要な施設のため、他の文化財の事例を参考にしながら、ユニバーサルデザイン化を検討する。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史変遷や楽寿園のもつ固有の機能から、他の市内都市公園と代替、代用は困難である。

(13) 用途廃止施設

主な施設	旧中央幼稚園、旧西幼稚園、旧北上公民館、旧児童発達支援事業所
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのその他施設は建設から45年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。 ・旧中央幼稚園は、民間事業者により「みしま未来研究所」として活用されている。 ・各施設は、建設当初の利用目的を終え、違う用途として、利用されている。もしくは、利活用方法が検討されている。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に施設の点検・診断等を実施する。 ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の解体等が考えられるため、大規模な耐震化改修等を行わない。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれは施設の解体が見込まれるため、修繕範囲については、必要最低限に留めることにより、コストの削減に努める。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の解体等が見込まれるため、ユニバーサルデザイン化に向けた改修等を行わない。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の今後の利活用方法について検討を進めていく。 ・旧中央幼稚園について、事業用定期借家契約が終了した後、当該土地の新たな利活用方法について、検討を進める。 ・旧北上公民館は解体・土地の返却を行う。

(14) 小規模施設

主な施設	消防団詰所、公園施設など
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団詰所は、計画的に建替え等を実施しているが、昭和50年代に建設された分団詰所も残されており、老朽化が進んでいるものもある。消防団詰所の中には、自治会で建設する等で公有財産に登録されていない施設もある。これらの施設についても消防組織法第8条に基づき、市が経費を負担し、計画的な整備を進める必要がある。 ・三島市には公園が158箇所あり、公園設置後30年以上が経過したものが約2/3を占めている。安全を最優先に考え遊具の修理や交換を実施していますが、限られた予算の中での対応となるため、思うように進んでいないのが現状である。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていく。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策に活かしていく。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検・診断等により施設の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、最優先で対応する。 ・点検、診断等により危険性が認められた場合は、早急に修繕等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて耐震診断及び耐震化を実施する。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全型の維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図ることで、コストの削減に努める。 ・高度経済成長期に整備された公園施設は、今後一斉に改築・更新時期を迎えるため、公園施設長寿命化計画に基づき、公園利用者への安全・安心な利用促進と将来の維持管理補修に要するコスト軽減と平準化を図る。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建物更新時はユニバーサルデザインに配慮した設計とする。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の再編については、必要が生じた際にその都度分団員、自治会から意見を聞いて検討する。詰所の建替えをする際は、建替え後に集約化や複合化、廃止や休団等といったことが起きないように、十分に分団と話をしたうえで進める。 ・公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設のリニューアルを計画的に実施する。

2. インフラ系施設の管理に関する基本方針

(1) 道路・橋梁、河川施設

対象施設	1級市道、2級市道、その他市道、橋梁、普通河川
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> 全ての認定市道について、道路構造物（擁壁、法面等）や道路付属物（標識、照明等）の位置、規格等把握のため、道路台帳をデジタル化し、履歴等を集積、蓄積する必要がある。 国有財産特別措置法で譲渡された道路敷及び水路敷については、管理対象となっているが、台帳がデジタル化されていないため、法定外道路・普通河川として台帳を作成し、デジタル化する必要がある。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> トンネルについては、道路法施行規則に基づき、かわせみトンネル1箇所について、5年に1度近接目視による点検・診断を行う。 橋梁については、道路法施行規則に基づき、橋長2m以上の橋梁338橋を5年に1度近接目視による点検・診断を行う。その他認定道路以外等に係る市管理橋13橋について、近接目視による点検・診断を行う。 ボックスカルバートについては、道路法施行規則に基づき、かわせみトンネル北側出口のボックスカルバートほか5箇所について、5年に1度近接目視による点検・診断を行う。 横断歩道橋については、道路法施行規則に基づき、初音ヶ原横断歩道橋ほか5箇所について5年に1度近接目視による点検・診断を行う。 道路照明灯、張出し歩道についても随時点検を行う。 以上の項目を実施することで、点検・診断の履歴を集積し、総合管理計画の見直しに反映し、充実を図る。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 主要路線以外の道路・河川施設については、点検・診断結果やパトロール、市民通報等により、必要に応じて修繕を行う。 点検・診断において健全性の診断結果区分※がⅢとなった施設は優先的に修繕又は更新を行う。 長寿命化修繕計画を策定している橋梁、舗装、横断歩道橋の対象箇所については計画的な修繕を行う。 上記以外の道路構造物及び道路付属物については、パトロール、市民通報により必要に応じて修繕を行う。 以上の項目を実施することで、修繕・更新の履歴を集積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図る。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断において健全性の診断結果区分※がⅣになった場合は緊急に措置を講じる。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 国、県及び市で緊急輸送路に指定している路線・跨線橋について、災害時に利用できるように優先的に耐震化を実施する。 その他市道についても必要に応じて耐震化を図る。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 急速に増大する老朽化した336橋の橋梁の維持管理に対応するため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、予防保全型管理により計画的に修繕又は更新を実施する。 1級及び1級市道、その他市道のうち緊急輸送路・交通量の多い等に該当する、26路線の道路舗装について、予防的修繕による長寿命化計画を策定し、計画的に修繕を実施する。 老朽化が進行する横断歩道橋に対して計画的な維持管理を行うため、横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づき修繕を実施する。

<図表 4-1 健全性の診断結果区分>

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(2) 上水道施設

対象施設	管路、浄水場、配水場、取水場、ポンプ場
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道は、生活を基盤から支える重要な社会インフラの一つであり、様々な公共施設や民間事業においても水道水は欠かせないことから、個人の生活のみならず都市や社会を支える社会基盤となっている。 ・人口減少や節水などによる料金収入の減少、施設の老朽化に伴う維持更新費用の増加、南海トラフ地震などの大規模災害への対応等、水道事業を取り巻く経営状況が、年々厳しくなる中、将来にわたり安全でおいしい水を供給するため、アセットマネジメント（水道施設整備計画）に基づく更新を進め、健全な経営を保ちながら施設等の最適な状態を維持し、安定した水道事業を継続する必要がある。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検を実施し、施設の機能や状態、異常や損傷の有無の把握に努めるとともに、点検・診断等の履歴を集積し、計画的な施設管理及び計画の見直しへの反映を行う。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹施設や基幹管路など、重要な施設の更新を優先的に行い、又、定期的な点検や診断結果に基づく、施設の役割に応じた計画的な予防保全の考えを取り入れ、新しい技術の採用や、中長期的な視点に立った長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの削減を図る。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断結果等により、危険性が認められた施設については、安全対策を最優先に実施し、又、管路が破損した場合は、漏水などによる二次被害の危険性があることから、速やかな復旧体制を確立するとともに、老朽管の更新を計画的かつ効果的に進め、漏水による道路陥没事故等を未然に防止する。 ・地震や台風等の自然災害に備え、迅速な体制がとれるようマニュアルの見直し、応急給水体制の強化、訓練の実施を進める。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管路更新の際は、耐震管を採用し、今後策定する管路更新・耐震化計画に基づき管路の更新率が1%以上を維持することを目標に管路の耐震化を推進する。又、耐震性の不足している配水池などの耐震化対策を着実に実施するとともに、耐震補強設計の実施時においては、より実際の地震動に近い解析手法を用いた構造解析を行い、最小限の耐震補強範囲を特定する等、コストの削減に努める。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備を適正に更新するとともに、点検や修繕履歴等の管理データを集積し、施設の重要度や使用頻度に応じたメンテナンスサイクルや更新サイクルを定めたアセットマネジメントに基づき、適正な補修・修繕や更新による予防保全を実施し、長寿命化を図る。 ・管路更新の際は、耐震性と耐久性に優れた耐震管（配水用ポリエチレン管、耐震継手型ダクタイル鋳鉄管等）を採用し、更にポリエチレンスリーブ等の防食対策も同時に実施し、長寿命化を図る。

(3) 下水道施設

① 下水道施設

対象施設	管路、処理場（浄化センター）、マンホールポンプ場、汚水中継ポンプ場
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年代から昭和50年代にかけて設置した管路をはじめとする処理場、汚水中継ポンプ場等の下水道施設は経年による劣化が進行している。 ・修繕や補強等の改築や更新による対策が今後増加する。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管路：腐食環境下（最重要施設）、重要施設、一般施設に区分し、点検・調査頻度を定める。 ・処理場：状態監視、時間計画保全、事後保全に区分し、設備ごとに点検・調査の優先順位と頻度を定める。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・点検や診断等の結果、施設の状況を適切に把握し、年次計画により長寿命化又は更新工事を実施する。 ・優先順位を考慮し、必要な維持管理・修繕・更新を計画的に行う。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適切で効率的な保守管理体制を確立し、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止する。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な管路は、その必要性が確認された路線から順次耐震化を実施する。 ・処理場の建替えや既存施設の耐震化工事による使用継続を含め、検討する。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストの最小化、予算の平準化の観点も踏まえ、予防保全型管理を行うための長寿命化対策を実施する。

② 都市下水路施設

対象施設	下水路、雨水ポンプ場
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の地球温暖化や異常気象により、集中豪雨の発生や台風の大型化など、内水浸水対策の重要度は一層増していく。 ・ポンプをはじめとする機械・電気設備の点検や適正なメンテナンスを施し、主要設備の長寿命化に取り組むことで支出の抑制と市民の生命・財産を守り、内水による水害を最小限に留めることの両立が必要である。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化、目標耐用年数に達した機器、その他劣化が判明した構造物等は、緊急性など優先順位を考慮する。 ・リスク値を考慮し、点検・診断の優先順位を決定する。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検や定期点検の結果、劣化状況、動作状況に応じ、緊急性など優先順位を考慮する。 ・優先順位を考慮し、必要な維持管理・修繕・更新を計画的に行う。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適切で効率的な保守管理体制を確立し、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止する。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場の建築構造物は、耐震対策が行われている。その他の土木構造物における耐震化も研究する。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・下水路は、大部分が開渠であり、暗渠部分においても断面が大きいことから、目視や打音検査による長寿命化調査を実施する。 ・下水路に溜まった土砂の浚渫や草刈り業務などの日常的な維持管理の中で劣化や異常を判断し、長寿命化調査を実施する。

(4) 農業土木施設

対象施設	農道、林道、農業水利施設（用水路）、橋梁、排水機場
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用施設（農道・用水路）及び林道は、農業・林業経営者において重要な施設であるが、損傷や老朽化が著しいため修繕費用が増加傾向となっている。 ・ 基幹農道、林道以外の道路は、交通量が少なく、利用者は限定される。 ・ 農道、林道は中山間地にあるため、大規模災害に直面している。 ・ 基幹農道に係る橋梁は、耐震性能基準を満たしていないため、耐震化が必要である。 ・ 排水機場は湛水防除事業により昭和49年に整備されたが、耐用年数を超過しているため適時の更新が必要である。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農道・林道に係る橋梁について、個別施設計画を策定した農道上の橋長15m以上、林道上の橋長4m以上の橋梁は、法的な点検が義務付けられる見込みなので、個別施設計画に基づき原則5年に1度の点検診断を実施する。 ・ 農道・林道の路面・安全施設等については、現場パトロール等による目視点検を定期的実施する。 ・ 排水機場については、「農業用施設機械設備更新技術の手引き」に基づき、劣化状況の目視点検を実施する。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農免道路や農業水利施設の更新については、規模により県の協力を得て実施する。 ・ 点検・診断結果を踏まえ、優先順位をつけて、計画的に修繕・改修を実施する。 ・ 橋梁については、点検結果の健全度に応じ計画的に修繕を実施する。 ・ 排水機場については、機能保全計画に基づき維持管理を行う。 ・ 農業施設の不具合や破損は、利用者からの不具合や破損の通報を受け突発的に発覚することがあり、緊急性や必要性に応じて修繕を実施する。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の現場パトロール等により、早期に危険箇所を把握し、改修を行う。 ・ 排水機場については、点検表及び診断表をもとに、既存施設の有効活用を図り効率的な機能保全対策を実施する。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般車両の交通量が多く、幹線道路的な役割のある農道（農免農道）に係る橋梁及び緊急輸送路に係る橋梁について、県営土地改良事業などを活用しながら耐震化を実施する。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断を計画的に実施し、重大な損傷となる前に予防保全の修繕を実施することで施設の長寿命化を図る。

(5) 一般廃棄物処理施設

①清掃センター

対象施設	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、浸出水処理施設、最終処分場
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設は、一般家庭や事業所から排出される一般廃棄物を処理するうえで必要不可欠な施設であり、今後も、行政サービスとして適正なレベルで提供し続けていくためには、更新需要の増加に対し、計画的に対処していく必要がある。 ・少子高齢化が一段と進むなかで、人口減少によるごみ量の減少や、高齢人口の増加による在宅医療廃棄物や使用済み紙オムツの処理問題など、社会情勢の変化によるニーズの変化に対し、最適な施設の在り方を検討する。 ・本施設について、どのように維持管理していくか、予め計画目標を設定しておき、市民や事業者には十分理解してもらうための周知が必要である。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の稼働状況や事故履歴などの状況を把握するほか、経年劣化・損傷を把握するための日常的な巡視及びパトロールを実施する。 ・専門的見地からの状況を把握するため、定期的な点検及び診断を実施する。 ・施設管理者の技術力確保、点検・診断結果を生かしたメンテナンスサイクルの構築等に取り組む。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・中・長期的な計画を立案し、計画に基づいた維持、修繕及び更新等を実施する。 ・計画については、既存施設の状態を評価したうえで、耐用年数、部材の劣化予測などをもとに、予防保全の観点による最適な対策を検討する。 ・財政負担が一時期に集中することがないように、施設の重要度や劣化状況に応じた優先度を考慮して修繕費や工事費等の平準化を図る。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化が著しく安全を確保できない施設については、速やかに使用を中止し、安全対策等の措置を講ずるものとする。 ・ただし、老朽化等により供用廃止する場合は、立入禁止措置を実施し、必要に応じて施設の除却等を行う。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の建物や機器については、これまでに耐震対策が行われていますが、法律よりも厳しい県の条例なども考慮して、万全な耐震対策を図っていく。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のうち、今後も長く使い続けていくと判断される長寿命化対象施設について、期待される耐用年数まで使用が可能となる施設保全計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減を考慮に入れた長寿命化を推進する。

②衛生プラント

対象施設	し尿処理施設、汚泥焼却施設
現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設は下水道未整備地域の浄化槽汚泥やくみ取りし尿を処理するため、下水道施設が概成した後も必要となる施設である。 ・平成28年に策定した本施設の「改築基本計画」に基づき、計画的な改修、機械・電気設備の長寿命化を進めることにより、施設のランニングコスト削減が必要となっている。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・目標耐用年数に達した機器、その他劣化が判明した構造物は、緊急性など優先順位を考慮する。 ・優先順位を考慮し、点検・診断、長寿命化又は更新のための調査を行う。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検や定期点検の結果、劣化状況や動作状況に応じて、緊急性など優先順位を考慮する。 ・優先順位を考慮し、必要な維持管理・修繕・更新を計画的に行う。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適切で効率的な保守管理体制を確立する。 ・日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止の未然防止に努める。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の建物や機器については、耐震対策済みだが、法律よりも厳しい県の条例なども考慮して、万全な耐震対策を図っていく。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然防止に努める。 ・ライフサイクルコストの最小化、予算の平準化の観点も踏まえ、予防保全型管理を行うための長寿命化対策を実施する。

3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と財政効果

(1) 公共建築物

本市が保有する公共建築物について、計画期間である30年間に、長寿命化対策等を実施した場合は総額で約1,196億円、耐用年数経過時に単純更新した場合は総額で約1,674億円が必要という結果になりました。長寿命化対策等により、30年間で約478億円の経費削減となる試算です。(図表4-2)

<図表 4-2 維持管理・更新等に係る経費 (単位：千円) >

期間	長寿命化対策等の効果を反映した経費				耐用年数経過時に単純更新した場合の経費(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)
	維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新(③)	合計(④) (①+②+③)		
R2~R31 (30年間)	48,110,585	44,075,456	27,373,804	119,559,845	167,394,938	▲ 47,835,093
R2~R11 (10年間)	16,121,045	18,030,947	10,533,950	44,685,942	48,446,915	▲ 3,760,973

(備考)

※長寿命化対策等：施設の長寿命化以外にも、施設の再編（集約化や複合化、転用、廃止など）、民営化などの対策を含む。すなわち、個別施設計画の内容を反映した経費。

※維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※改修：公共建築物を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用による改修も含む。

※更新：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取替え、同程度の機能に再整備すること。除却費用も含む。

※耐用年数経過時に単純更新した場合：建物の耐用年数を標準的な60年（建設後30年で大規模改修、60年で建替え）と仮定し、耐用年数経過後に現在と同じ延べ面積で更新するとして経費を算出している。

<経費額の比較>

現状で公共建築物の整備（維持管理費を除く）に要している費用は年間約12.8億円〔平成26~30年度実績の平均〕（一般財源のほか、地方債、国支出金を含む。）ですが、一方、計画期間である30年間における1年あたりの平均経費見込額（長寿命化対策等の効果を反映した場合）は約29.5億円であり、差額は約16.7億円となっています。(図表4-3)

<図表 4-3 現在要している経費との比較 (単位：千円/年) >

期間	1年あたりの平均経費見込額(①)	現在要している経費(②) (H26~H30の平均)	差額 (①-②)
R2~R31 (30年間)	2,950,000	1,280,000	1,670,000
R2~R11 (10年間)	3,390,000	1,280,000	2,110,000

<財源の内訳>

図表4-4は経費見込み額に対する財源内訳（見込額）を表したものです。

財源内訳の算出にあたっては、現状の補助制度や補助率、地方債の充当率等を勘案する中で、施設ごとに国・県支出金、地方債、一般財源に振り分け、全ての施設について今後要する金額の財源の集計・試算を行っています。

この結果、大規模改修や更新に充てなければならない財源として、計画期間である30年間で国・県支出金（国・県の補助金）が約179億円、地方債が約748億円、一般財源が約248億円と見込まれています。

<図表 4-4 将来更新費用試算結果と財源内訳（単位：千円）>

期間	長寿命化対策等の効果を反映した経費	財源内訳（見込額）			
		国・県支出金	地方債	一般財源	その他
R2～R31 (30年間)	119,559,845	17,948,139	74,843,800	24,767,906	2,000,000
R2～R11 (10年間)	44,685,942	7,150,112	27,428,700	9,107,130	1,000,000

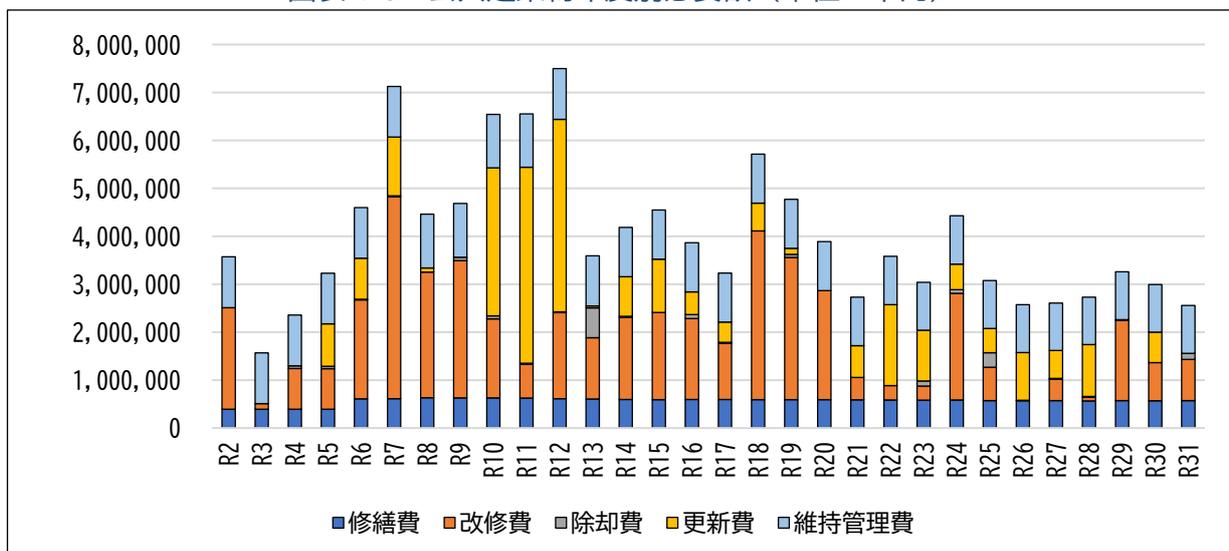
<経費の平準化>

特定の年度に経費が集中することは、財政運営上好ましくないことから、年度間の平準化を図る必要があります。長寿命化対策等の効果を反映した場合について、対策内容（現状維持、集約化や複合化、転用、廃止、民営化など）及びその実施時期、また劣化診断の結果等により優先順位を決め、改修や建替え等の経費を平準化した結果は、図表4-5となります。

令和2年度から令和9年度までは主に学校施設の改修、令和10年度から令和12年度までは新庁舎整備、その後、生涯学習センターや文化会館等の改修が計画されています。

また、改修実施の目安となる築40年を経過している建物が多数あるため、経費額は前半に集中しています。

<図表 4-5 公共建築物年度別必要額（単位：千円）>



(2) インフラ系施設

本市が保有するインフラ系施設(道路・橋梁、河川、上水道施設、下水道施設、農業土木施設、一般廃棄物処理施設、その他施設)について、過去の施設ごとの更新費用実績額等を基に、将来の更新や修繕に係る費用を算出しています。

①普通会計

インフラ系施設の普通会計分について、計画期間である30年間に必要となる維持管理・修繕、改修、更新に係る経費を算出したところ、長寿命化対策等を実施した場合は総額で約587億円、耐用年数経過時に単純更新した場合は総額で約623億円が必要という結果になっています。(図表4-6)

<図表 4-6 維持管理・更新等に係る経費（インフラ-普通会計）（単位：千円）>

期間	長寿命化対策等の効果を反映した経費				耐用年数経過時に単純更新した場合の経費 (5)	長寿命化対策等の効果額 (4-5)
	維持管理・修繕 (1)	改修 (2)	更新 (3)	合計 (4) (1+2+3)		
R2~R31 (30年間)	20,126,741	10,260,717	28,316,350	58,703,808	62,334,153	▲ 3,630,345
R2~R11 (10年間)	7,531,541	5,122,717	14,289,550	26,943,808	26,542,686	401,122

<経費額の比較>

現状でインフラ系施設（普通会計分）の整備に要している費用は年間約183百万円〔平成26～30年度実績の平均〕（一般財源のほか、地方債、国支出金を含む。）ですが、一方、計画期間である30年間における1年あたりの平均経費見込額（長寿命化対策等の効果を反映した場合）は約245百万円であり、差額は約61百万円となっています。(図表4-7)

<図表 4-7 現在要している経費との比較（インフラ-普通会計）（単位：千円/年）>

期間	1年あたりの平均経費見込額 (1)	現在要している経費 (2) (H26~H30の平均)	差額 (1-2)
R2~R31 (30年間)	244,599	183,168	61,432
R2~R11 (10年間)	336,798	183,168	153,630

<財源の内訳>

図表4-8は経費見込み額に対する財源内訳（見込額）を表したものです。

財源内訳の算出にあたっては、現状の補助制度や補助率、地方債の充当率等を勘案する中で、施設ごとに国支出金、地方債、一般財源に振り分け、全ての施設について今後要する金額の財源の集計・試算を行っています。

この結果、大規模改修や更新に充てなければならない財源として、計画期間である30年間で国・県支出金（国や県の補助金）が約148億円、地方債が約243億円、一般財源が約194億円と見込まれています。

<図表 4-8 更新費用試算結果と財源内訳（インフラ-普通会計）（単位：千円）>

期間	長寿命化対策等の効果を反映した経費	財源内訳（見込額）			
		国・県支出金	地方債	一般財源	その他
R2～R31 (30年間)	58,703,808	14,775,126	24,326,507	19,405,965	196,210
R2～R11 (10年間)	26,943,808	7,316,866	12,235,807	7,225,825	165,310

②公営事業会計

インフラ系施設の公営事業会計分について、計画期間である30年間に必要となる維持管理・修繕、改修、更新に係る経費を算出したところ、長寿命化対策等を実施した場合は総額で約312億円、耐用年数経過時に単純更新した場合は総額で約799億円が必要という結果になりました。長寿命化対策等により、30年間で約487億円の経費削減となる試算です。（図表4-9）

<図表 4-9 維持管理・更新等に係る経費（インフラ-公営事業会計）（単位：千円）>

期間	長寿命化対策等の効果を反映した経費				耐用年数経過時に単純更新した場合の経費（⑤）	長寿命化対策等の効果額（④-⑤）
	維持管理・修繕（①）	改修（②）	更新（③）	合計（④）（①+②+③）		
R2～R31 (30年間)	2,400,535	10,053,369	18,757,555	31,211,459	79,870,547	▲ 48,659,088
R2～R11 (10年間)	950,335	2,752,605	6,255,019	2,138,800	24,418,272	▲ 22,279,472

<経費額の比較>

現状でインフラ系施設（公営事業会計分）の整備に要している費用は年間約4.7億円〔平成26～30年度実績の平均〕（一般財源のほか、地方債、国支出金を含む。）ですが、一方、今後の1年あたりの平均経費見込額（長寿命化対策等の効果を反映した場合）は約5.2億円であり、差額は約0.5億円となっています。（図表4-10）

<図表 4-10 現在要している経費との比較（インフラ-公営事業会計）（単位：千円/年）>

期間	1年あたりの平均経費見込額（①）	現在要している経費（②）（H26～H30の平均）	差額（①-②）
R2～R31(30年間)	520,191	470,634	49,557
R2～R11(10年間)	497,898	470,634	27,264

③全体

インフラ系施設全体の計画期間である30年間に必要となる維持管理・修繕、改修、更新に係る経費を算出したところ、長寿命化対策等を実施した場合は総額で約900億円、耐用年数経過時に単純更新した場合は総額で約1,422億円が必要という結果になりました。長寿命化対策等により、30年間で約523億円の経費削減となる試算です。(図表4-11)

<図表 4-11 維持管理・更新等に係る経費（インフラ系施設全体）（単位：千円）>

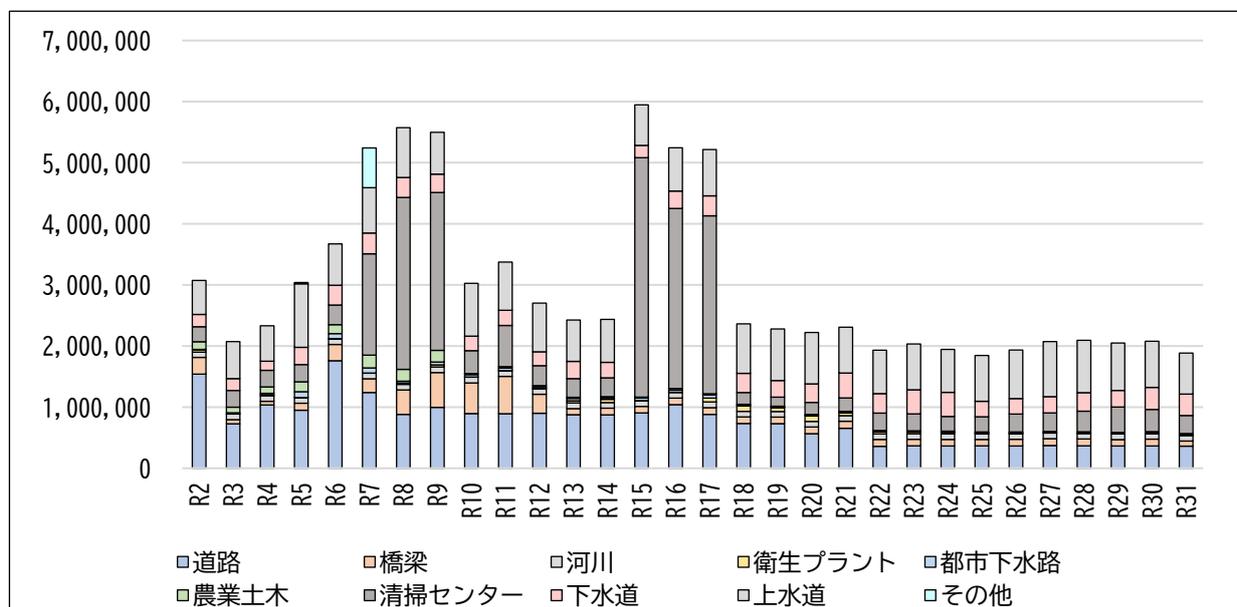
期間	長寿命化対策等の効果を反映した経費				耐用年数経過時に単純更新した場合の経費 (⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)
	維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新 (③)	合計 (④) (①+②+③)		
R2~R31 (30年間)	22,527,276	20,314,086	47,073,905	89,915,267	142,204,700	▲ 52,289,433
R2~R11 (10年間)	8,481,876	7,875,322	20,544,569	29,082,608	50,960,958	▲ 21,878,350

<経費の平準化>

インフラ系施設全体の長寿命化対策等の効果を反映した場合における年度別必要額は、図表4-12のとおりとなります。

概ね経費は平準化されていますが、令和15年度から令和17年度にごみ焼却処理施設の更新が計画されているため、この期間の必要額は突出しています。

<図表 4-12 インフラ系施設年度別必要額>



V 公共施設等のマネジメントに係る実績

1. 共通事項

公共施設全般に共通して行う取組みの実績は以下のとおりです。

年度	区分	実績
令和2年度	情報発信	各施設のホームページを作成・修正をし、三島市のトップページから容易に各施設のホームページにリンクできるよう、三島市ホームページの修正を行いました。
令和3年度	利用予約	令和4年度中の予約システムの更新に合わせて、生涯学習センター、公民館、箱根の里、市民文化会館、体育施設等の198施設(全体は247施設)について、ネット予約を開始するよう方針を定めました。
	民間活力	施設管理について、包括的民間委託導入に向けたサウンディング型市場調査を実施しました。
令和4年度	利用予約	予約システムの令和4年10月1日からの更新に合わせて、生涯学習センター、公民館、箱根の里、市民文化会館、グラウンド等の71施設(全体は241施設)について、ネット予約を開始しました。その後、テニスコートについても拡充を図り、令和4年度末時点におけるネット予約対応施設は79施設となりました。
	民間活力	施設管理について、包括的民間委託導入に向けた公募型プロポーザルを実施し、令和5年度開始に伴う契約締結を行いました。

2. 個別施設に係る取組み

公共建築物に関する個別施設計画における重点事業の取組みの実績は以下のとおりです。

年度	区分	施設名	対策内容
令和2年度	まちの魅力づくり	市民文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広場について、ガス灯及びからくり時計等を撤去して広いスペースを作り、開放的な空間を創出するとともに、イベント用のステージを設置しました。 ・イベントがない時にも人が集まり、憩えるように、1階ロビーを開放的に改修しました。 ・明るい雰囲気を作るため、照明を明るくし、壁・天井・床の張替えを行いました。 ・高齢者や障がい者にやさしい施設とするため、トイレを洋式便座に改修し、また大ホール女子トイレの段差を解消しました。 ・地下ロビーにギャラリーとしても活用できるスペースを設けました。
令和3年度	新庁舎整備に向けた取組み	庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎整備にあたり、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図るため、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力の活用の可能性を検討するため、サウンディング型市場調査を実施しました。

令和4年度	新庁舎整備に向けた取り組み	庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の策定にあたり、総合的かつ専門的な意見を取り入れるため、新庁舎整備検討委員会を開催するとともに、市民、自治会、地元関係団体等から幅広く意見をいただくため市民ワークショップを開催しました。 ・新庁舎整備に伴い生じる跡地等の有効活用の方向性を探る取組みの一つとして、明治大学大学院理工学研究科との共創による調査・研究を実施しました。 ・庁舎整備に関する事例を把握するために、令和3年度に新庁舎の供用を開始した自治体を対象にアンケート調査を実施しました。
令和5年度	新庁舎整備に向けた取り組み	庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・「新庁舎整備に関する検討状況」にかかるパブリック・コメントを実施しました。

3. 個別施設計画の策定状況

各施設の個別施設計画の策定状況は以下のとおりです。

区分	施設区分	計画名	策定・改訂年月
公共建築物	全般	三島市公共建築物個別施設計画	令和6年3月
	学校施設	三島市学校施設長寿命化計画	令和2年3月
	市営住宅施設	三島市公営住宅等長寿命化計画	令和6年1月
インフラ系施設	道路	三島市舗装長寿命化計画	令和4年3月
		三島市横断歩道橋長寿命化修繕計画	令和5年3月
	橋梁	三島市橋梁長寿命化修繕計画	令和5年3月
	上水道施設	三島市水道ビジョン及び水道事業経営戦略	令和6年3月
	下水道施設	三島市下水道個別施設計画	令和3年2月
		衛生プラント個別施設計画	令和3年2月
		都市下水路個別施設計画	令和3年2月
	一般廃棄物処理施設	三島市清掃センターごみ焼却処理施設個別施設計画	平成30年8月
		三島市清掃センター粗大ごみ処理施設個別施設計画	平成30年9月
		三島市清掃センター浸出水処理施設個別施設計画	令和元年9月
その他施設(公園)	三島市公園施設長寿命化計画	令和4年3月	

4. 本計画及び個別施設計画に基づく対策の実績

本計画及び個別施設計画に基づく対策の実績は以下のとおりです。

〈公共建築物〉

年度	事業名	事業区分
令和2年度	錦田こども園児童発達支援事業所移設事業	集約化・複合化事業
	中郷西中学校南校舎・北校舎棟外壁改修事業	長寿命化事業
	中郷中学校外壁改修事業	長寿命化事業
	南二日町住宅C棟全面的改善事業	長寿命化事業
	錦田中学校教室棟トイレ改修事業	ユニバーサルデザイン化事業
	坂小学校管理教室棟及び特別教室棟トイレ改修事業	ユニバーサルデザイン化事業
	山田小学校管理教室棟トイレ改修事業	ユニバーサルデザイン化事業
	市民文化会館改修事業	ユニバーサルデザイン化事業
	中郷小学校管理教室棟トイレ改修事業	ユニバーサルデザイン化事業
	長伏小学校管理教室棟トイレ改修事業	ユニバーサルデザイン化事業
令和3年度	社会福社会館外壁及び屋上防水改修事業	長寿命化事業
	山田中学校教室棟及び管理教室棟トイレ改修事業	ユニバーサルデザイン化事業
令和4年度	向山小学校校舎等長寿命化改修事業	長寿命化事業
	長伏小学校管理教室棟長寿命化改修事業	長寿命化事業
令和5年度	中郷小学校管理教室棟外壁改修及び屋上防水改修事業	長寿命化事業
	徳倉幼稚園外壁及び屋上防水改修事業	長寿命化事業
	南小学校エレベーター設置事業	ユニバーサルデザイン化事業
	山田中学校エレベーター設置事業	ユニバーサルデザイン化事業
	佐野小学校管理教室棟トイレ改修事業	ユニバーサルデザイン化事業
	中郷小学校管理教室棟トイレ改修事業	ユニバーサルデザイン化事業

〈インフラ系施設〉

年度	事業名	事業区分
令和2年度	遮集幹線管路耐震化事業	耐震化事業
	五十路大橋橋梁修繕・耐震補強事業	耐震化事業
	市道南二日町中島線舗装長寿命化修繕事業	長寿命化事業
令和3年度	遮集幹線管路耐震化事業	耐震化事業
	中央污水1号間幹線管路耐震化事業	耐震化事業
	西部污水1号間幹線管路耐震化事業	耐震化事業
	市道祇園原線舗装長寿命化修繕事業	長寿命化事業
令和4年度	五十路大橋橋梁修繕・耐震補強事業	耐震化事業
	遮集幹線管路耐震化事業	耐震化事業
	市道三島駅北祇園原線ほか舗装長寿命化修繕事業	長寿命化事業
令和5年度	中央污水1号間幹線管路耐震化事業	耐震化事業
	三ツ谷第2跨道橋耐震補強事業	耐震化事業